

I 章 新川崎地区新設小学校の基本構想策定に向けた背景・配慮事項

1 基本構想策定までの経緯及び今後の計画予定

新川崎・鹿島田駅周辺地区は、地域生活拠点と位置付けられ、都市基盤整備が進められている。こうした取組の進展に伴い、大規模共同住宅が複数整備されたことにより、この地域への人口流入が生じている。また、今後も大規模な共同住宅整備の計画が存在するなど、人口流入が継続すると見込まれる。こうした状況から、周辺小学校の児童数の増加が見込まれているため、良好な教育環境の確保に向けて、府内に「教育環境整備推進会議」を設置し、対応策を検討した。

対応策については、平成 21 年 11 月に策定した「児童生徒の増加に対応した教育環境整備の基本的な考え方と当面の対応策」に基づき、教室の転用、校舎の増築、学区の変更などを実施していくこととしているが、新川崎地区においては、新川崎 F 地区をはじめとした共同住宅整備事業が進められていく中で、周辺地域の良好な教育環境を確保するため、小学校を新設することとした。

この対応に対し、川崎市と株式会社ゴールドクレストは、新川崎地区の地区計画に沿ったまちづくりを推進するとともに、新川崎・鹿島田駅周辺地区における児童の増加への的確に対応するため、同社は同地区に所有する土地の一部を本市に売り渡すことを予定し、本市は本件土地を買い受け、同地に小学校を設置することを予定することについて合意し、平成 24 年 1 月 20 日に基本協定を締結した。

平成 24 年度の基本構想策定時点では、その後の共同住宅の開発動向を踏まえた学校規模を勘案し、校舎の整備を 2 段階に分けて行うことを想定していたが、最新の児童数の推計を踏まえ、令和 8 年度には教室不足が見込まれることから、基本構想・基本計画等を見直す必要がある。最新の児童数の推計を踏まえた規模の新設校とするため、基本構想からの再検討を行い、学級数や設備など諸機能の必要な見直しを行うこととし、学校用地を取得し、令和 7 年 4 月の開校を目指して取組を進めることとした。

また、当初の設計（平成 27 年度）から 5 年が経過しているため、見直しにあたっては、単に学級数の増を反映させるだけではなく、現在の学校施設に求められる諸課題について反映していく必要がある。

基本協定（平成 24 年 1 月 20 日）の主な内容は以下の通りである。

- 学校予定地 : 川崎市幸区新小倉545番50他（新川崎 F 地区内）
- 敷地面積 : 約16,800m²
- 売買契約 : 平成26年度中の締結を予定
- 開校 : 平成 29 年 4 月を予定

また、基本構想策定時（平成 25 年 3 月）の計画スケジュールは以下の通りである。

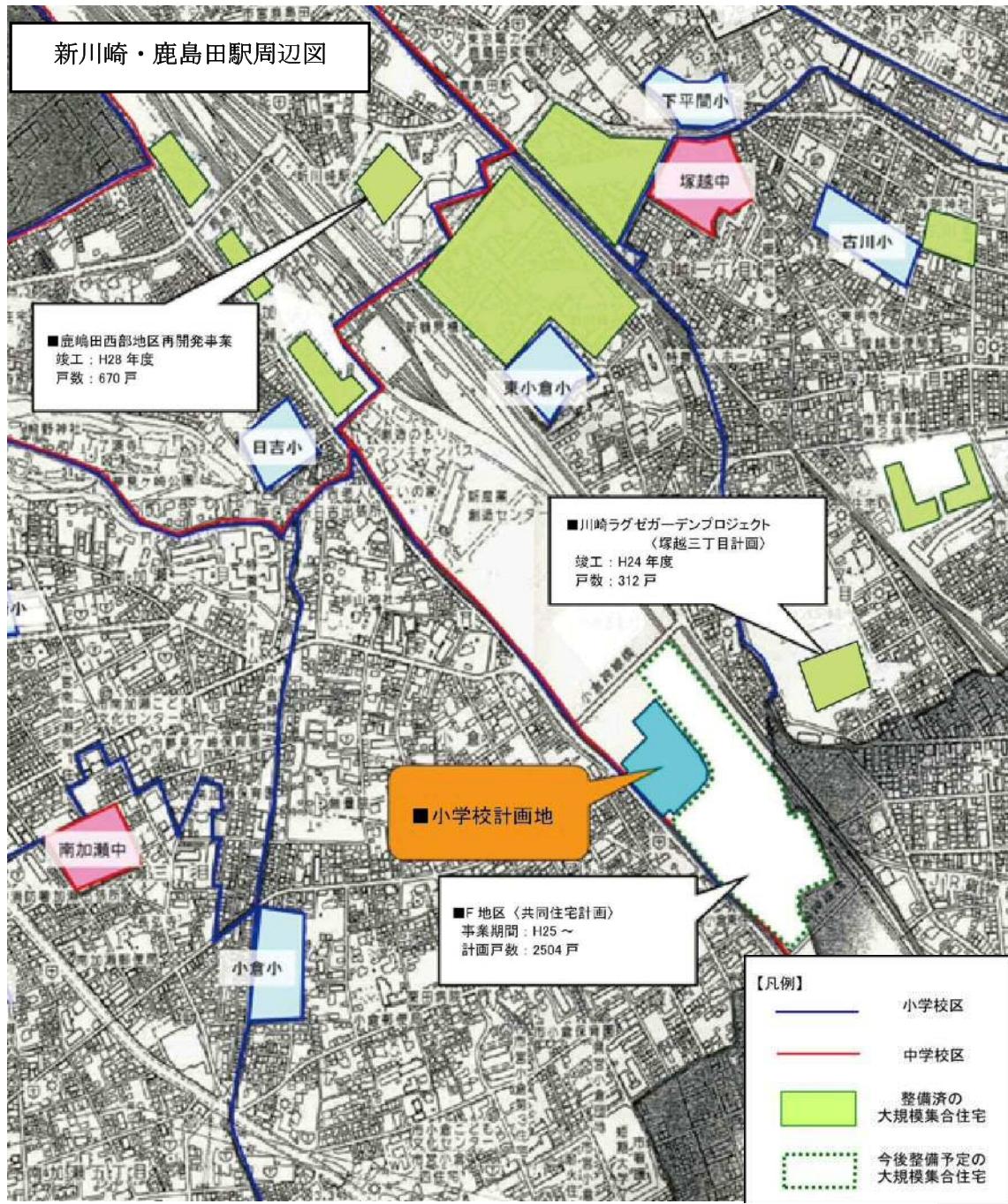
平成 24 年度	基本構想策定
平成 25 年度	基本計画策定
平成 26 年度	基本・実施設計等、
平成 27 年度	基本・実施設計等
	土地鑑定評価、土地売買契約締結、土地取得
平成 28・29 年度	建設工事
平成 30 年度以降	小学校開校

その後の基本構想・基本計画見直し決定時（令和 2 年 5 月）の計画スケジュールは以下の通りである。

令和 2 年度	土地売買契約締結、土地取得 基本構想・基本計画見直し
令和 3・4 年度	基本・実施設計等
令和 5・6 年度	建設工事
令和 7 年度	小学校開校

基本構想・基本計画の見直しにあたっては、下記の項目について新たに検討する必要がある。

- ・ G I G A スクール構想を踏まえた I C T 環境の整備
- ・ 体育館への空調設備設置に係る課題
- ・ 太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の設置
- ・ 災害時の学校における避難所機能の確保
- ・ 将来的な児童数減を見据えた学校施設の活用方法
- ・ 木材の利用促進



■ 各小学校の児童数・学級数の推計

(令和3年2月作成)

		R3	R4	R5	R6	R7	R8
日吉小	児童数	1,110	1,088	1,087	1,094	1,088	1,069
	学級数	33	32	32	31	31	31
東小倉小	児童数	666	741	807	866	725	695
	学級数	22	23	25	26	22	21
古川小	児童数	1,084	1,129	1,117	1,136	1,090	1,037
	学級数	31	32	32	33	31	30
小倉小	児童数	767	869	968	1,079	719	698
	学級数	24	27	29	31	21	20

※算出過程において、マンション等の急増要素が年度中にあることを想定しているため、数値は年度当初とは限らない。

※学級数は、1学年及び2学年は56人、その他の学年は40人の学級編制基準による。なお、令和3年4月1日施行の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」の影響は、考慮していません。

※特別支援学級の児童数及び学級数は含まない。

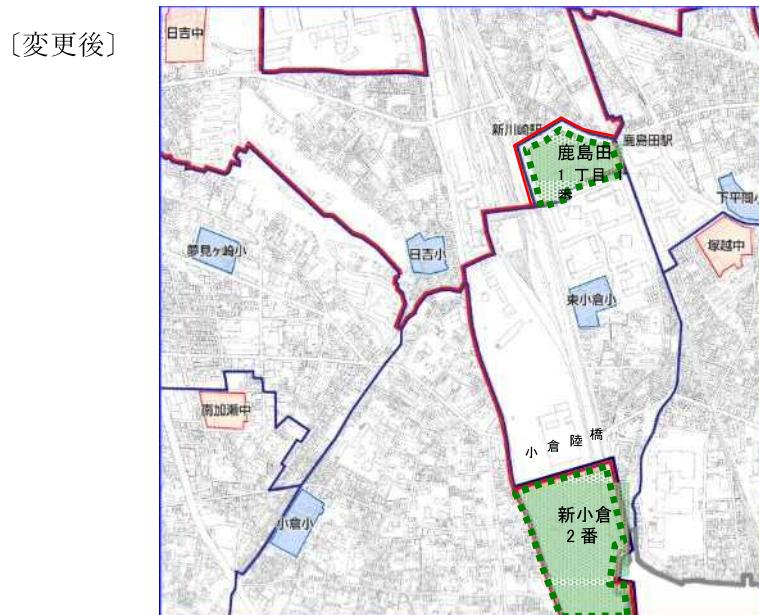
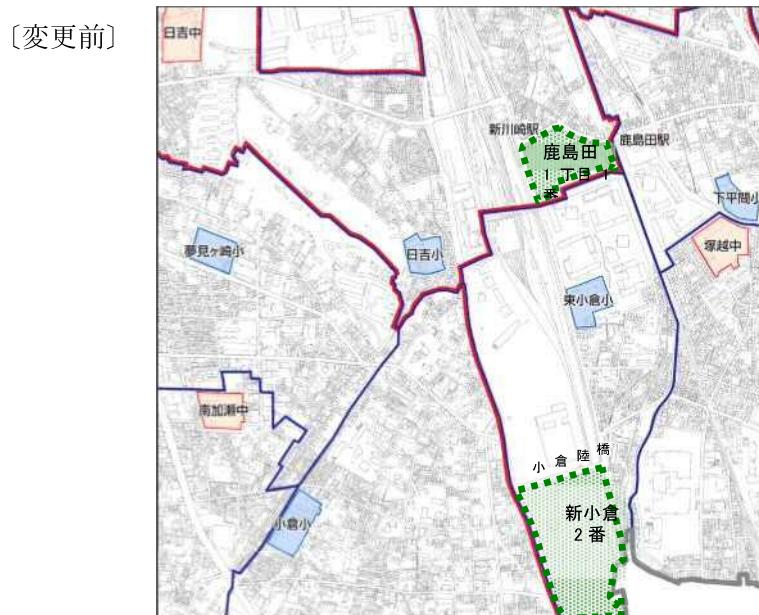
※推計値は、令和2年11月時点の予測値であり、今後の開発動向や対象年齢人口の移動状況等により変動する可能性がある。

※令和7年度の新校開校までの間、クロストプライムレジデンス(新小倉)B、A・C、E棟を小倉小で、H、D棟を東小倉小で受け入れた場合の児童数及び学級数を記載。

なお、当該地区の通学区域は、基本協定書締結時、東小倉小学校区（塚越中学校区）であったが、平成24年12月1日の通学区域の一部変更に伴い、小倉小学校区（南加瀬中学校区）となっている。

【平成24年12月1日 通学区域の一部変更 変更対象地区の周辺図 より抜粋】

凡 例	小学校通学区域	
	中学校通学区域	



2 幸区及び新川崎地区新設小学校の周辺地域の概要

(1) 幸区の概要（※ア～エは令和2年4月1日現在）

- ア. 人口 171,282人
- イ. 面積 10.09 km²
- ウ. 世帯数 82,355世帯
- エ. 人口密度 16,975人/km²
- オ. 地勢

- ・幸区は川崎市南東部に位置し、川崎区・中原区、横浜市の鶴見区・港北区、東京都の大田区と隣接している。
- ・区域内の交通としては、幹線道路の国道1号線（第二京浜）が区域の東側を南北に縦断し、国道409号線（府中街道）が北側を東西に横切っている。鉄道はJR南武線と横須賀線が西側を南北に縦断しており、JR川崎、尻手、鹿島田、新川崎の4駅が立地している
- ・地形は、区域北西部に位置する加瀬山（標高約35m）とその周辺を除き高低差はあまりなく、平坦な土地が広がっている。区域の外縁部は多摩川、鶴見川、矢上川の3つの河川に囲われている。区域内を流れていた二ヶ領用水の水路網の多くは、現在では暗渠化され、JR南武線沿いを北端から南に向かう約1kmが水辺空間として残されている。これらの河川や水路は、緑豊かな加瀬山とあわせて区域内に残された貴重な自然環境となっている。

(2) 幸区及び新設小学校周辺における動向

- 近年、JR川崎駅、鹿島田駅、新川崎駅の鉄道駅周辺を中心に、大規模共同住宅の建設が進み、子育て世代を中心に人口の増加が進んでいる。
- ・高齢化率（65歳以上の人口比率）が、市内で2番目に高く、20%を超えており（令和2年）。また、全66町丁のうち、5割を超える37町丁で20%を超えており。
- 令和2年度に実施した区民アンケートでは、居住年数が10年以上の区民が6割を超え、また、住みやすいと答えた区民が82.4%に達するなど住環境に関して区民の満足度が高い区である。
- 大規模共同住宅の建設などによる若い世代の増加によって、区民のライフスタイルも多様化し、従来からの町内会・自治会を基礎とした地域コミュニティが希薄化している。最近では、大規模共同住宅も町内会組織が設立されない事例があり、今後とも継続して地域活動ができるよう、町内会・自治会の活性化策や若い世代の組織への積極的な参画、町内会・自治会の活動を支える包括的なしくみづくりなどが求められている。
- ・JR川崎駅西口には、超高層共同住宅のほか、「音楽のまち・かわさき」のシンボルである「ミューザ川崎シンフォニーホール」、大規模商業施設「ラゾーナ川崎プラザ」などが立地し、市内外から多くの人が集まり、更なる賑わいをみせている。

- 新川崎・創造のもり地区では、慶應義塾大学の研究施設「K キャンパス」、かわさき新産業創造センター（K B I C）、産学官共同研究施設（N A N O B I C）に加えて、平成31年には新たな産学交流・研究開発施設（A I R B I C）が開設されるなど、世界最先端の研究開発が展開されている。
- 緑豊かな加瀬山にある夢見ヶ崎公園では、59種337点（令和2年11月末現在）の動物が飼育されており、子どもたちの遠足をはじめ、休日には家族連れてにぎわうなど、区民の憩いの場となっている。また、加瀬山にはいくつかの古墳があり、土器なども多く出土している。

* ○ は新川崎地区に関係する特徴。

（3）敷地周辺の公共施設等の概要

ア. 日吉出張所

- (ア) 所在地：川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号
- (イ) 建築年月：平成15年5月
- (ウ) 建物構造：鉄筋コンクリート造地上3階建
- (エ) 敷地面積：2, 230m²
- (オ) 延床面積：3, 491m²
- (カ) 概要

- ・日吉合同庁舎には日吉出張所及び、幸市民館・幸図書館日吉分館があり、区内の日吉地区に居住する方々の行政サービスの拠点となっている。
- ・日吉出張所では、戸籍・住民票や印鑑証明などの証明書の発行業務や、地域住民組織の振興、青少年健全育成、スポーツ振興、防犯灯に関する業務等を行っている。
- ・幸市民館・幸図書館日吉分館では、区民を対象とした社会教育事業や、学習室等の貸し出し、図書の貸し出し等を行っている。
- ・また、区民利用施設として、「市民活動コーナー」や、区民の文化・学習活動等の活動発表の展示場として利用できる「タウンホールやまぶき」がある。

イ. 新川崎・創造のもり地区

- (ア) 所在地：川崎市幸区新川崎7番7号
- (イ) 概要

JR 新川崎駅から徒歩約10分の場所に、産学公民の連携による新しい科学技術や産業を創造する研究開発拠点形成と、次代を担う子どもたちが科学・技術への夢を育む場づくりを目指す、本市の新事業・新産業創出拠点「新川崎・創造のもり」地区がある。高津区の「かながわサイエンスパーク（KSP）」、川崎区の「テクノハブイノベーション川崎（Think）」とともに、本市内のサイエンスパークの一つである。

新川崎・創造のもりには、慶應義塾大学の先導的研究施設「K²（ケイスクエア）タウンキャンパス」、ベンチャービジネス創出拠点「かわさき新産業創造センター

(KBIC)」、ナノ・マイクロ産学官共同研究施設「NANOBIC」、産学交流・研究開発施設「AIRBIC」があり、大学の研究から、それを事業化するベンチャー企業の新製品開発まで、研究者や技術者たちが日夜、最先端の研究開発に取り組んでいる。

また、「科学とあそぶ幸せな1日」など、小中学生向け、一般市民向けの科学に親しむイベントも実施している。

(4) 幸区役所の主な取組

幸区では、地域課題への的確な対応を図るために、以下のような主な取組を進めている。

ア. 総合的なこども支援

安心して子育てできる地域社会づくりをすすめるために、区内の関係機関等による情報交換、相互協力等を行うための「幸区こども総合支援ネットワーク会議」の運営をはじめとした、総合的なこども支援ネットワーク事業を実施している。

また、子育てをする区民が孤立しないよう、区内保育園等を活用した子育てサロンの開催や、転入してきた区民同士の交流を促進するために、「幸区うえるかむサロン」を開催するなど、こども・子育て支援を実施している。

イ. 地域福祉・健康づくり

地域における人々の支え合いを醸成し、高齢になっても住み慣れた地域でいきいきと元気に暮らし続けられる環境づくりの実現を目指し、サポーター養成講座等による「ふれあい&すこやか（ふれすこ）事業」、健康づくり学習会を中心とした「健康長寿推進事業」を実施している。

ウ. 地域コミュニティの活性化

地域のつながりを大切にし、人々が支え合い、顔の見える“暮らしやすいまちづくり”を進めるために、町内会・自治会等と連携を図りながら、町内会・自治会への加入促進や立ち上げ支援等による地域コミュニティ活動の推進事業を実施している。

エ. 環境まちづくり

区民の環境意識の啓発、高揚を図るために、道路公園センター等での緑のカーテンの実施や、区役所庁舎の環境配慮設備を活用した環境啓発イベントの開催等による、「さいわいはじめようエコ事業」を実施している。

オ. 地域資源の活用

企業や大学など様々な研究関連施設が集積している幸区の特色を生かし、子どもたちに科学技術やものづくりへの関心を高めてもらうために、企業や大学と連携を図りながら科学体験イベントを開催している。

カ. 地域の魅力発信

貴重な地域資源である夢見ヶ崎動物公園を核として、その周辺で活動する団体や企業など多様な主体との協働による「ゆめみらい交流会」を開催するなど、地域コミュニティの活性化や魅力向上に向けた取組を推進している。

(5) 南加瀬中学校区における小中連携の主な取組

(南加瀬中学校区：南加瀬中・夢見ヶ崎小・南加瀬小・小倉小)

川崎市では、小中学校 9 年間の学びの連續性を踏まえた確かな学力を育成するための小中連携教育に取り組んでいる。また、児童・生徒間の交流による豊かな人間性や社会性の形成、中学校入学時の不安を解消し、安心し期待感をもって、中学校生活のスタートが切れるように努めている。南加瀬中学校区でも授業での交流、行事や部活動での交流、教職員の交流を進めている。

ア. 授業での交流

- ・夏休み前に中学校教員が小学校に出向き一緒に給食を食べ、午後の授業を参観して、研究協議を行っている。ここでは、小中での学習内容の重なり、学び方の違いなどについて意見交換し、9 年間の学びの連續性について研修している。
- ・子どもの顔が見える形での情報交換は非常に有効であるため、3 月には中学校教員が小学校で出前授業を行い、児童の様子を直接参観した後、入学に向けての情報交換を実施している。

イ. 部活動体験

- ・中学校生徒会主催による小学 6 年生児童を対象とした交流会で、事前に希望した部活動の体験活動などを行っている。

ウ. 学校行事での児童生徒交流

- ・小倉小学校の運動会において、南加瀬中学校の吹奏楽演奏。
- ・夢見ヶ崎小学校の学習発表会において、南加瀬中学校の吹奏楽演奏。
- ・夢見ヶ崎小学校の運動会において、南加瀬中学校の陸上部模範演技。
- ・南加瀬小学校の運動会において、南加瀬中学校の陸上部模範演技。

エ. 地域行事での児童生徒交流

- ・南加瀬中学校区地域教育会議主催の地域ふれあいの会（於：南加瀬小学校）で、4 学校職員有志バンドの発表、南加瀬中学校の吹奏楽演奏。4 小中学校代表児童・生徒がそれぞれ協力し合い成果物等（あいさつ運動用の旗やプランター等）を各校玄関に設置した。
- ・南加瀬中学校の体育祭において、小学生や地域の方々が参加できるプログラムがある。

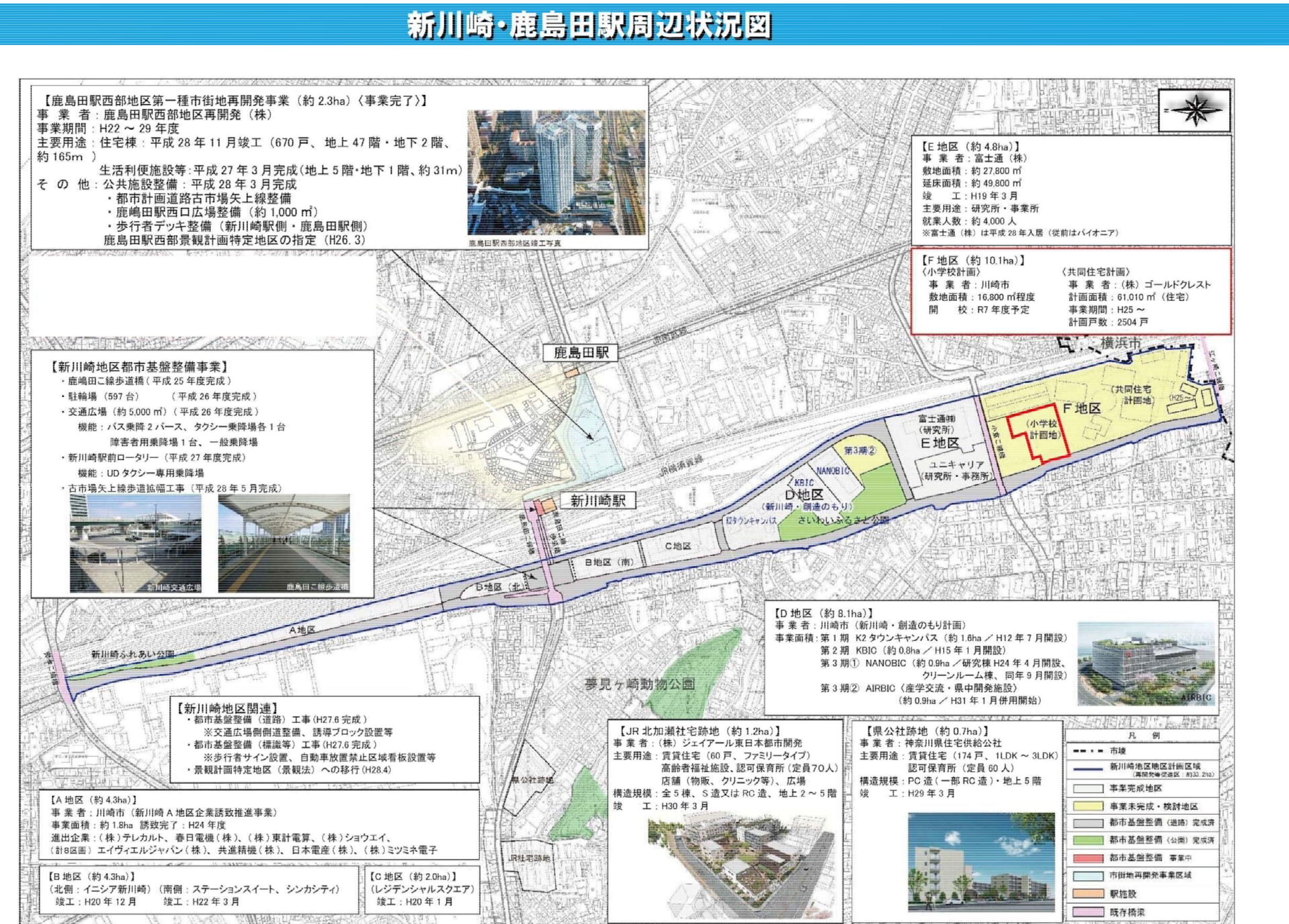
オ. 職員交流

- ・全教職員が一堂に会し、膝を交えて研修することで顔が見える関係づくりの場として有効に機能しているため、夏休みに小中学校の全教職員が集まり、児童・生徒指導の事例を発表し合い、よりよい対応の仕方を協議し研修を深めている。
- ・小学校児童支援コーディネーターと中学校生徒指導担当との間で日頃から連携を密にとる関係づくりがある。

(6) 幸区周辺地図



(7)新川崎地区計画図



3 教育関連施策の動向

(1) 小学校学習指導要領改定の概要 (平成29年3月改訂、平成32年(令和2年)4月から全面実施)

ア. 理念

<社会に開かれた教育課程>

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの中学生を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目標すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

イ. 改訂の基本的な考え方

- (ア) 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- (イ) 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- (ウ) 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

ウ. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

- (ア) 「何ができるようになるか」を明確化
- (イ) 教育実践の蓄積に基づく授業改善

エ. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要がある。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとめの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通じて、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立

オ. 小・中学校の教育内容改善のポイント

- (ア) 言語活動の確実な育成
- (イ) 理数教育の充実

- (ウ) 伝統や文化に関する教育の充実
- (エ) 道徳教育の充実
- (オ) 体験活動の充実
- (カ) 外国語教育の充実
- (キ) その他の重要事項
 - ・初等中等教育の一貫した学びの充実、主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実
 - ・情報活用能力（プログラミング教育を含む）
 - ・子供たちの発達の支援（障害に応じた指導、日本語の能力等に応じた指導、不登校等）

（2）小学校施設整備指針改定の概要（平成31年3月改正）

ア. 学校施設整備の基本の方針

- 1 高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備・学習内容・学習形態、発達段階などに応じた多目的教室の計画
- 2 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保
- 3 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備

イ. 子供たちの主体的な活動を支援する施設整備

- (ア) 多様な学習形態、弾力的な集団による活動を可能とする施設
- (イ) ICT 環境の充実
- (ウ) 理科教育の充実のための施設
- (エ) 国際理解の推進のための施設
- (オ) 総合的な学習の推進のための施設
- (カ) 特別支援教育の推進のための施設
- (キ) 義務教育学校等における施設

ウ. 安全でゆとりと潤いのある施設整備

- (ア) 生活の場としての施設
- (イ) 健康に配慮した施設
- (ウ) 地震、津波等の災害に対する安全性の確保
- (エ) 安全・防犯への対応
- (オ) 施設のバリアフリー対応
- (カ) 環境との共生
- (キ) カウンセリングの充実のための施設

エ. 地域と連携した施設整備

- (ア) 学校・家庭・地域の連携・協働
- (イ) 学校開放のための施設環境
- (ウ) 複合化への対応

(3) 第2次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プランの概要

ア. 計画期間

平成27年度から10年間を対象期間として策定した、教育に関する総合計画

イ. 基本理念と基本目標

○基本理念

夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

○基本目標

「自主・自立」：

変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

「共生・協働」：

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

ウ. 第2期実施計画における「8つの基本政策」

■ 基本政策I 人間としての在り方生き方の軸をつくる

自己有用感や規範意識、人と関わる力等の子どもの社会的自立に向けて必要な能力や態度及び共生・協働の精神を、小学校段階からすべての教育活動を通じて計画的・系統的に育む「キャリア在り方生き方教育」を推進する。

■ 基本政策II 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

学ぶ意欲を高め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育み、将来の予測が難しい社会に生き抜くために必要な「生きる力」を確実に身につけることをめざす。

■ 基本政策III 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

障害の有無や生まれ育った環境に関わらず、すべての子どもがいきいきと個性を発揮できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育「支援教育」を学校教育全体で推進する。

■ 基本政策IV 良好的な教育環境を整備する

地域における子どもたちの見守りや、防災教育の推進などにより、学校安全を推進する。

「学校施設長期保全計画」に基づく改修工事やトイレの快適化を行い、より多くの学校の教育環境を早期に改善し、安全・安心で快適な教育環境を整備する。

■ 基本政策V 学校の教育力を強化する

「地域とともにある学校」づくりを推進しながら、研修等を通じて教員一人ひとりの資質・能力を育成するとともに、教員が子どもたちと向き合う本来的な業務に一層専念できる体制を再構築することで、学校の教育力を高める。

■ 基本政策VI 家庭・地域の教育力を高める

各家庭における教育の支援や、大人も子どもも学び合い、育ち合うための環境づくりを通じて、家庭・地域の教育力の向上を図る。

■ 基本政策VII いきいきと学び、活動するための環境をつくる

市民の自主的な学びの機会を提供し、地域づくりに繋がる学びや、学びを通じた出会いを促進するとともに、地域における生涯学習の担い手を育成していく。

社会教育施設について市民サービスの向上に向けた取組を進めるとともに、学校施設の有効活用などを推進し、学びの場の充実を図る。

■ 基本政策VIII 文化財の保護・活用と、魅力ある博物館づくりを進める

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、国史跡橘樹官衙遺跡群をはじめとする文化財の保護・活用を推進する。

日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館の博物館活動の充実により、各施設のさらなる魅力向上を図り、本市の魅力として発信する。

(4) GIGAスクール構想の概要

ア. 目的

- 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する
- これまでの我が国の教育実践と最先端のベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す

イ. 実現に向けた環境整備

○ 校内通信ネットワークの整備

希望する全ての小・中・特支・高等学校等における校内 LAN を整備。加えて、小・中・特支等に電源キャビネットを整備（補助割合：1/2）

○ 国公私立の小・中・特支等の児童生徒が使用する PC 端末を整備

国公私立の小・中・特支等の児童生徒が使用する PC 端末を整備（補助割合：定額、上限 4.5 万円）

○ 措置要件

- ・「1人1台環境」における ICT 活用計画、さらにその達成状況を踏まえた教員スキル向上などのフォローアップ計画
- ・効果的・効率的整備のため、国が提示する標準仕様書に基づく、都道府県単位を基本とした広域・大規模調達計画
- ・高速大容量回線の接続が可能な環境にあることを前提とした校内 LAN 整備計画、あるいはランニングコストの確保を踏まえた LTE 活用計画
- ・現行の「教育の ICT 化に向けた環境整備 5か年計画（2018～2022 年度）」に基づく、地方財政措置を活用した「端末 3 クラスに 1 クラス分の配備」計画

ウ. 学校の ICT 環境整備に係る地方財政措置

○ 財政措置の講じられる目標としている水準

- ・学習者用コンピュータ：3 クラスに 1 クラス分程度整備
- ・指導者用コンピュータ：授業を担任する教師 1 人 1 台
- ・大型提示装置・実物投影機：100% 整備 各普通教室 1 台、特別教室用として 6 台
(実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備)
- ・超高速インターネット及び無線：100% 整備
- ・統合型校務支援システム：100% 整備
- ・ICT 支援員：4 校に 1 人配置
- ・上記のほか、学習用ツール（※）、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバー、校務用サーバー、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備
(※) ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通で必要なソフトウェア

(5) エコスクールに関する主な基準

エコスクール・プラス

文部科学省、農林水産省、国土交通省及び環境省が連携協力して、学校設置者である市町村 等が環境を考慮して整備する学校を認定しており、エコスクール・プラスとして認定された学校では、エコスクールを環境教育の教材として活用するなど環境に配慮した取組が行われている。

事業のタイプは以下のとおり。複数のタイプを併用することも可能である。

(1) 新エネルギー活用型

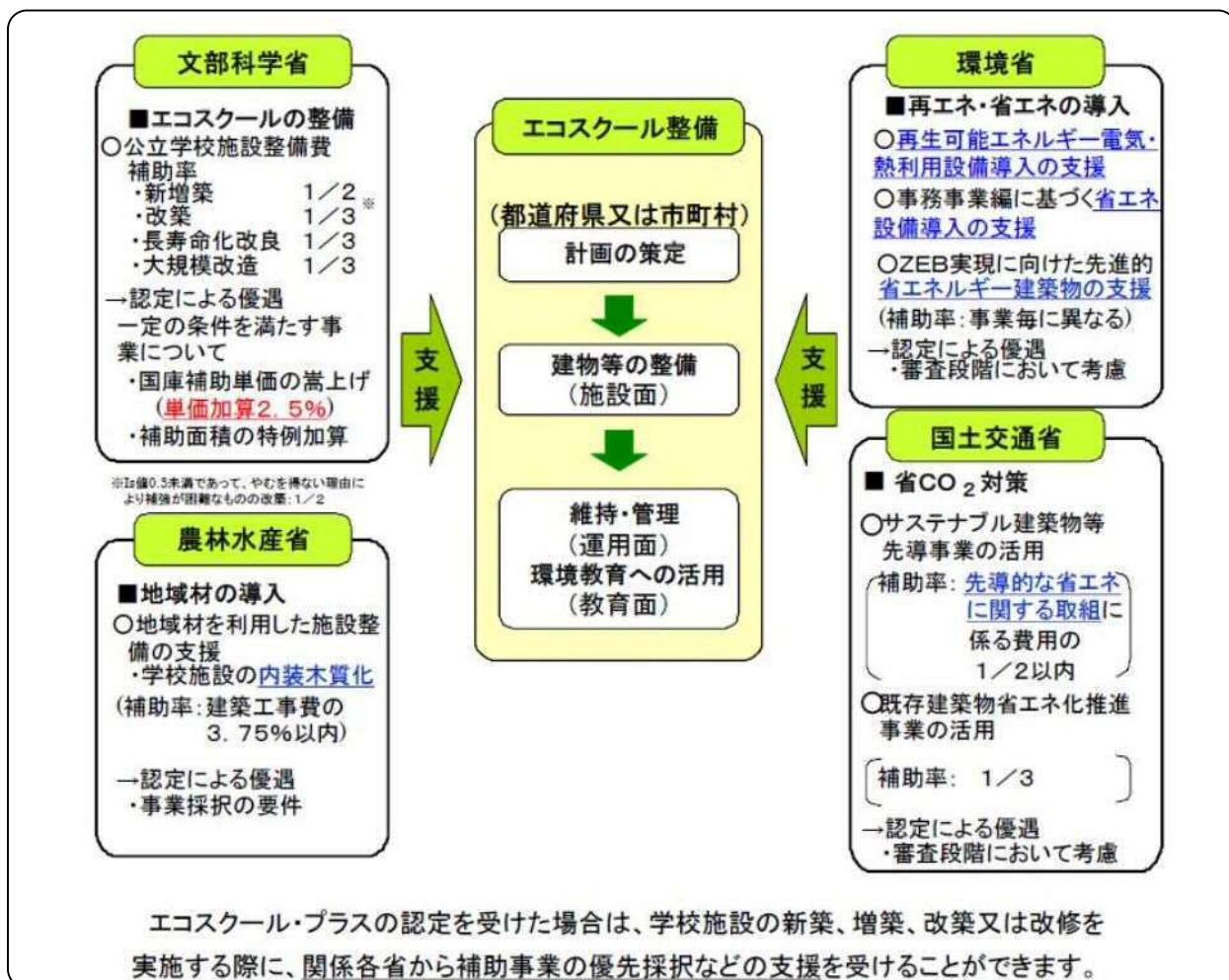
- ア 太陽光発電型
- イ 太陽熱利用型
- ウ その他新エネルギー活用型

(風力、地中熱、バイオマス発電・熱利用、燃料電池、小水力発電、雪氷熱利用)

(2) 省エネルギー・省資源型

- (3) 自然共生型
- (4) 木材利用型
- (5) 資源リサイクル型
- (6) その他

参考 エコスクールプラスのフレーム



4 新設小学校に係る本市の主な行政計画等

(1)わくわくプラザ事業の推進

わくわくプラザ事業は保護者が就労等によって昼間家庭にいない児童(留守家庭児)を含めた全ての小学生が、学校施設を利用しながら地域の中で健全な遊びを中心とした活動を通して、放課後の安全な居場所の確保と仲間づくりを支援する事業である。

また、国の放課後児童健全育成事業の国庫補助対象事業であり、川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例に基づき、適切な設備、適正な面積を確保するとともに、平成26年度に厚生労働省が策定した「放課後児童クラブ運営指針」を参考に学校や地域との連携を図りながら児童が安全に利用しやすい施設となるよう環境整備を進めていくこととしている。

(2)地震防災戦略(2016～2020)

本市域に大規模な被害をもたらす恐れのある地震の人的及び経済被害に対する減災目標、及びその達成のために必要な施策に係る具体的な目標と達成時期を明らかにし、被害軽減のための施策を着実に推進していくために計画を策定している。

市立の小・中・高等学校については、その全てが避難所に指定されていることから、この計画の中では、避難所の施設機能強化として、大地震の発生により通信網の遮断、停電、ガス供給の停止などのライフラインの支障が起こる可能性があるため、そのバックアップ体制の整備を進める取組を推進することとしている。

なお、2021年度からは本市の新たな国土強靭化地域計画「かわさき強靭化計画」として整理・統合し、避難施設としての学校施設の機能強化を推進することとしている。

(3)備蓄計画(2017～2021)

首都直下地震対策における国の動向や熊本地震から得られた課題・教訓などを踏まえ、発災初期に必要となる備蓄食料やプライバシーの確保、要援護者などに配慮した資器材の追加及び衛生関連用品等の品目・数量の見直しを行うことで、さらなる備蓄体制の強化を図ることを目的として計画を策定している。

自助・共助（互助）を基本に、市民による日頃からの家庭内備蓄や企業内備蓄などを促進するとともに、流通在庫備蓄や救援物資等の考え方を踏まえ、市民・企業・行政が、日頃からの備えや災害時に適切な対策を講じることができるよう、体制の強化を継続して進める。

(4)環境基本計画(2021～2030)

「豊かな未来を創造する地球環境都市かわさきへ」というめざすべき環境像の実現に向け、取組の方向性を「基本方針」として設定し、基本的施策として「基本方針に基づき取り組む3つの柱」を示している。

その1つとして「環境教育・学習の推進と多様な主体との協働・連携の充実・強化」を位置づけ、持続可能な社会の実現につながる具体的な行動を自ら考え、地域全体で環境教育・学習を推進するものとしている。

(5)脱炭素戦略(かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050)

世界的に気候変動への対応が加速する中、気候変動の影響を抑えるために、本市においても2050年のCO₂排出実質ゼロの達成に向け、脱炭素戦略(かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050)を令和2年11月に策定した。本戦略では、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画（平成22年10月策定・平成30年3月改定）による取組をさらに加速させ、市民・事業者との協働・連携を一層推進していくこととしている。このため、脱炭素社会の実現を目指し、川崎市自らが率先して行動する必要がある。

5 行政計画策定と関連する社会環境の変化

(1) 東日本大震災後の変化

文部科学省では、平成23年6月に「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会」を設置し、学校施設の安全性や防災機能の確保など、特に重要な課題について検討し、同年7月に緊急提言として取りまとめた。

学校施設としての安全性の確保はもちろんのこと、地域の防災拠点としての機能確保・強化、電力供給力の減少に対応した省エネルギー対策等について提言がなされた。

(提言の構成)

第1章 学校施設の安全性の確保

- (1) 学校施設の耐震化の推進 (2) 非構造部材の耐震化 (3) 津波対策

第2章 地域の拠点としての学校施設の機能の確保

- (1) 今回の震災を踏まえた学校施設の防災機能の向上について
- (2) 防災担当部局との連携 (3) 地域の拠点としての学校を活用するための計画・設計

第3章 電力供給力の減少等に対応するための学校施設の省エネルギー対策

1

図1-1 東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について
(「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言より抜粋、文部科学省)

(2)スマートシティ推進に向けた取組

川崎市では、低炭素で持続可能な社会の構築に向け、多様な主体と連携しながら、エネルギーの最適利用とICTやビッグデータの利活用によるスマートシティの推進に向けた取組を進めている。

スマートシティの推進にあたっては、環境・持続可能性をはじめとして、安全・安心、地域活力、快適性・利便性などマルチベネフィットの視点で取組を進めることとし、本市の課題を踏まえ、エネルギー分野、生活分野、交通分野、まちづくり分野、産業分野など、全庁的に取組を推進している。

生活分野においては、教育ニーズの多様化や情報環境の急速な変化への対応などが求められていることから、安定的かつ自律的な発電・蓄電設備の導入に加え、ICT等を活用した教育の情報化の推進や高セキュリティで安定的な教育環境の充実に向けて、スマートスクールの推進に向けた取組を構想に位置付け、新川崎地区新設小学校をモデル事業として、事業化に向けた取組を進めている。

Ⅱ章. 計画条件

1 計画地条件

(1) 位置

計画地は、地域生活拠点と位置付けられた新川崎・鹿島田駅周辺地区内の、大規模共同住宅整備が予定されている新川崎F地区の一画に位置する。

- ・所在地：川崎市幸区新小倉 545 番 50 他
- ・経度：約 北緯 35 度 32 分
- ・緯度：約 東経 140 度 40 分
- ・標高：約 5m

(国土地理院地図閲覧サービス（ウォッちず）調べ)

(2) 敷地面積

約 16,800 m²

(3) 敷地形状

- ・敷地東端の北側に約 2,000 m²程度（約 56m × 36m）の土地が突き出ており、北側隣地の接道のために敷地北西角が約 10m × 20m ほどくぼんだ形状となっている。

(4) 周辺道路状況

- ・接道は、敷地西側の地区幹線道路 3 号（幅員 20m）からとなり、約 100m 程度接している。前面道路はほとんど高低差は無いが、小倉跨線橋との接続のため、敷地北西端より北側へ向け急なスロープとなっている。
- ・また、計画地は前面道路より約 60～70cm ほどレベルが高くなっている。
- ・西側以外は全て隣地（共同住宅計画地）等と接している。

(5) 周辺環境

① 共同住宅

- ・敷地東側及び南側は共同住宅計画地に接している（北側は未定）。特に東側は高層板状型（15階建て）の住棟が近接して建設中である。
- ・配置計画上、共同住宅が本敷地内に落とす影が、教室、屋外運動場環境や、太陽光発電パネル等の創エネ機器に与える影響に対し、十分配慮する必要がある。
- ・隣地側の敷地境界沿いには約 11.0m（歩道部 3.0m）の歩行者専用道路が整備予定である。

② 西側既成市街地

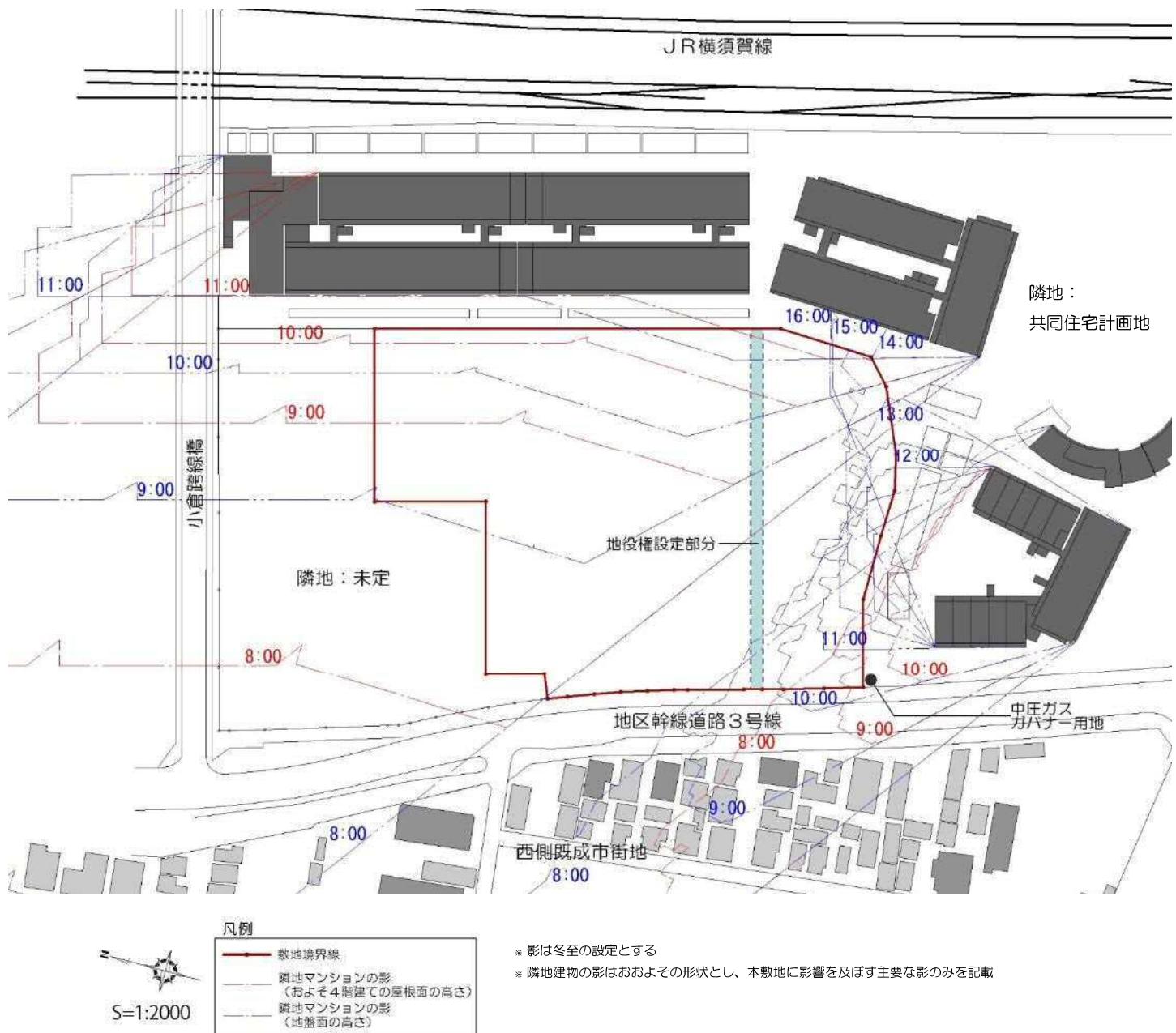
- ・地区幹線道路 3 号を挟んで西側は、小倉の既成市街地が広がっており、2～3 階建てが主体の街並みとなっている。

(6) 地役権設定部分

- 敷地内に東西方向に約4mの幅でJRの地役権が設定されている。当該部分には雨水排水施設が埋設されている。

(7) その他

- 敷地前面道路における南側隣地境界付近に中圧ガスのガバナーが整備予定である。



2 法的条件

(1) 建築計画に関する条件

- ① 地域地区 市街化区域
準工業地域
第3種高度地区（最高高さ：20m、北側制限：10m + 1.25 / 1）
準防火地域
日影規制：5時間・3時間 H=4.0m
地区計画（再開発等促進区）：新川崎地区地区計画
[主要な制限] • 壁面の位置制限：道路境界線から 10m、
• 建築物の緑化率の最低限度：10分の 2.5
都市景観形成地区：新川崎都市景観形成地区
- ② 建蔽率 50%
- ③ 容積率 300%
- ④ 関係法令 都市計画法
川崎市都市計画法施行細則
宅地造成等規制法
川崎市宅地造成等規制法施行細則
建築基準法・同施行令・同告示（以下、建法、建令、建告と記載）
川崎市建築基準法施行細則
川崎市建築基準条例
川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例
川崎市都市景観条例、施行規則
川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する
条例、施行規則
消防法・同施行令
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律・同施行令
(バリアフリー法)
川崎市福祉のまちづくり条例・同施行規則
学校教育法
建築物における衛生的環境の確保に関する法律・同施行令（ビル管理法）
エネルギーの合理化に関する法律・同施行令（省エネ法）
都市の低炭素化の促進に関する法律・同施行令（エコまち法）
公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律
- その他留意すべき指針等
小学校施設整備指針
学校環境衛生の基準
学校給食衛生管理の基準

(2) 建築基準法上の学校に関する主な規定

① 耐火建築物等を求められる学校（建法 27・別表 1）

- ・3階以上の階を学校の用途に供する場合には、耐火建築物としなければならない。
- ・2階以下の階を学校の用途に供する場合で、その部分の床面積の合計が 2,000 m²以上の場合には、耐火建築物または準耐火建築物としなければならない。

② 接道規定（建法 43-2）

- ・建築物の敷地が接しなければならない道路の幅員、接道長さ等について、地方公共団体が条例で以下の制限を付加する場合がある。

→ 川崎市建築基準条例 第8条

③ 準防火地域内の建築物（建法 61、62）

- ・耐火建築物：階数（地階を除く）≥ 4、または延べ面積 > 1,500 m²
- ・耐火建築物または準耐火建築物：500 m² < 延べ面積 ≤ 1,500 m²

④ 居室の採光（建法 28、建令 19-3、S 55 建告 1800）

- ・教室の床面積に対する採光に有効な開口部面積の割合は、1/5 以上（※）とする。
- ※ ただし、床面上 50cm で水平面において 200lx 以上の明るさの照明設備をつけた場合は、1/7 以上とすることができます。小学校の音楽教室、視聴覚教室で有効な換気設備を有するものは 1/10 以上とすることができます。

⑤ 換気（建法 28、建令 20 の 2-2）

- ・換気のための窓または開口部は、教室の床面積の 1/20 以上が必要である。ただし、有効な換気設備がある場合は適用されない。

⑥ 階段（建令 23、24）

- ・小学校の階段は以下の基準を満たさねばならない。
 - 踊り場の位置：高さ 3m 以内ごと
 - 階段およびその踊り場の幅：140cm 以上
 - 踏み面：26cm 以上

⑦ 地階の教室の防湿等の措置

- ・教室を地階に設ける場合は、壁および床の防湿の措置等について、以下のような基準に適合させなければならない。

(i) 教室が、次の a ~ c のいずれかに該当すること。

- a から掘りその他の空地に面する開口部が設けられていること。
- b 建令 20 条の 2 に規定する技術的基準に適合する換気設備が設けられていること。
- c 居室内の湿度を調節する設備が設けられていること。

(ii) 接する外壁、床および屋根またはこれらの部分の構造が、建令 22 条の 2 第 2 号に適合するものであること。

◎ 防火区画

○ 面積区画（建令 112-1）

- ・主要構造部を耐火構造とした建築物は、延べ面積 1500 m²を超えるものは、床面積 1500 m²以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。

○ 壁穴区画（建令 112-9）

- ・主要構造部を準耐火構造とし、かつ、地階又は 3 階以上に居室を有する建築物の階段部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分については、当該部分とその他の部分とを準耐火構造の床若しくは壁又は遮煙性能を有する防火設備で区画しなければならない。

◎ 防火上主要な間仕切壁（建令 114-2）

- ・学校の防火上主要な間仕切壁は、準耐火構造とし、小屋裏または天井裏まで達せしめなければならない。

◎ 廊下幅（建令 119）

- ・小学校の廊下は以下の基準を満たさなければならない。

両側居室の場合：2.3m 以上

片側居室の場合：1.8m 以上

◎ 直通階段の設置（建令 120-1, 2, 3）

- ・学校の主たる用途の居室（教室など）から避難階または地上に通ずる直通階段までの歩行距離は、以下の表の数値以下となるようにしなければならない。

構造	14階以下	15階以上
① 主要構造部が準耐火構造か不燃材料でつくられている場合	50m	40m
② ① の場合で避難経路を準不燃以上で内装した場合	60m	50m
③ 主要構造部が① 以外の場合	40m	30m

◎ 2 以上の直通階段（建令 121-1 六、121-2）

- ・5 階以下の階で、その階における居室の床面積の合計が、避難階の直上階にあっては 200 m²（主要構造部が準耐火構造であるか不燃材料でつくられている場合には 400 m²）を超えるもの、その他の階にあっては 100 m²（同 200 m²）を超えるものは、2 以上の直通階段を設けなければならない。

- ・2以上の直通階段を設ける場合は、直通階段までの歩行距離の適用がある。歩行経路が重複する場合は、歩行距離の数値の1/2を超えてはならない。ただし、居室の各部分から当該重複区間を経由しないで、避難上有効なバルコニー、屋外通路等に避難することができる場合はこの限りではない。

⑩ 排煙設備の設置（建令 126 の 2-1 二）

- ・学校の用途に供する建築物は、排煙設備設置規定は適用除外となる。

⑪ 非常用の照明装置の設置（建令 126 の 4 三）

- ・学校の用途に供する建築物は、非常用の照明装置設置規定は適用除外となる。

⑫ 非常用の進入口の設置（建令 126 の 6～7、H12 建告 1438）

- ・対象建築物の階

建築物の高さ 31m 以下の部分にある 3 階以上の階（※）

（※）以下の a) または b) の階を除く。

- a) 不燃性の物品の保管その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供する階
- b) 国土交通大臣が定める特別の理由により屋外からの進入を防止する必要がある階で、その直上階または直下階から進入することができるもの

- ・適用除外規定

道、または道に通ずる幅員 4m 以上の通路その他の空地に面する各階の外壁面に窓その他の開口部（直径 1m 以上の円が内接することができるものまたはその幅および高さが、それぞれ、75cm 以上および 1.2m 以上のもので、格子その他の屋外からの進入を妨げる構造を有しないものに限る。）を当該壁面の長さ 10m 以内ごとに設けている場合。

- ・非常用進入口の構造

建築基準法施行令第 127 条の 7 参照

⑬ 内装制限（建令 128 の 4）

- ・学校の用途に供する建築物は、内装制限規定に関しては適用除外となる（特殊建築物規定）。

※ ただし、調理室などの火気使用室、地階や無窓居室およびその避難経路は内装制限を受ける。

(3) 川崎市建築基準条例上の学校に関する主な規定

第4章 特殊建築物

第1節 通則

(建築物の敷地と道路との関係)

第8条 学校、体育館、病院、診療所（漢書の入院施設があるものに限る。以下この節、次節及び第5節において同じ。）、物品販売業を営む店舗、マーケット、公衆浴場、ホテル、旅館、簡易宿所、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、共同住宅、寄宿舎、下宿、長屋又は児童福祉施設等（令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいう。以下同じ。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その用途に供する部分の床面積の合計をいう。）が200平方メートルを超えるものの敷地は、道路に次の表に掲げる数値以上接しなければならない。ただし、建築物の敷地の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、市長が安全上支障がないと認めて許可したときは、この限りでない。

その用途に供する部分の床面積の合計	敷地が道路に接する長さ
200 平方メートルを超え、300 平方メートル以内のもの	3 メートル
300 平方メートルを超え、600 平方メートル以内のもの	4 メートル
600 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	5 メートル

(敷地内の道路)

第9条 避難階以外の階を学校、体育館、病院、診療所、公衆浴場、ホテル、旅館、簡易宿所又は児童福祉施設等の用途に供する建築物の敷地内には、その用途に供する部分より地上に通ずる屋外階段から、道路又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員1.5メートル以上の通路を設けなければならない。

第3節 学校

(教室等の設置の禁止)

第18条 小学校の用途に供する建築物にあってはその5階以上の階に、特別支援学校の用途に供する建築物にあってはその4階以上の階に教室その他児童又は生徒が使用する居室を設けてはならない。ただし、小学校にあっては市長がその規模、構造若しくは配置又は周囲の状況により安全上及び防火上支障がないと認めて許可した場合においては、この限りではない。

(教室等の出口)

第19条 前条に規定する学校、中学校、中学教育学校（前期課程に限る。以下同じ。）又は幼稚園の用途に供する木造建築物等（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）の教室その他幼児、児童又は生徒が使用する居室で、床面積が30平方メートルを超えるものにあっては、廊下、階段、広間の類、屋外等に直接通ずる2以上の出口を設けなければならない。

(校舎と隣地境界線との距離)

第20条 第18条に規定する学校、中学校、中学教育学校、幼稚園又はその他の学校（教室の床面積の合計が300平方メートルを超えるものに限る。）の用途に供する木造建築物等（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）にあっては、その主要な建築物の外壁と隣地境界線との距離は、3メートル以上としなければならない。ただし、市長がその規模、構造若しくは配置又は周囲の状況により安全上及び防火上支障がないと認めて許可した場合においては、この限りではない。

(4) 学校の室内環境に関する主な基準

ア. 学校環境衛生基準（文部科学省告示第六十号）

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第六条第一項の規定に基づき、学校環境衛生基準を次のように定め、令和3年4月1日から施行する。

表 2-1 学校の室内環境に関する主な基準

換気及び保温等	(1) 換気	換気の基準として、二酸化炭素は、1500ppm 以下であることが望ましい。
	(2) 温度	17°C以上、28°C以下であることが望ましい。
	(3) 相対湿度	30%以上、80%以下であることが望ましい。
	(4) 浮遊粉塵	0.10mg/m³以下であること。
	(5) 気流	0.5m/秒以下であることが望ましい。
	(6) 一酸化炭素	10ppm 以下であること。
	(7) 二酸化窒素	0.06ppm 以下であることが望ましい
	(8) 挥発性有機物	
	ア. ホルムアルデヒド	100 μg/m³以下であること。
採光及び照明	イ. トルエン	260 μg/m³以下であること。
	ウ. キシレン	200 μg/m³以下であること。
	エ. パラジクロロベンゼン	240 μg/m³以下であること。
	オ. エチルベンゼン	3800 μg/m³以下であること。
	カ. スチレン	220 μg/m³以下であること。
	(9) ダニ又はダニアレルギン	100 匹/m²以下又はこれと同等のアレルギン量以下であること。
(10) 照度	(ア) 教室及びそれに準ずる場所の照度の下限値は、300lx（ルクス）とする。また、教室及び黒板の照度は、500lx 以上であることが望ましい。	
	(イ) 教室及び黒板のそれぞれの最大照度と最小照度の比は、20 : 1 を超えないこと。また、10 : 1 を超えないことが望ましい。	
	(ウ) コンピュータ教室等の机上の照度は、500~1000lx 程度が望ましい。	
	(エ) テレビやコンピュータ等の画面の垂直面照度は、100~500lx 程度が望ましい。	
	(オ) その他の場所における照度は、工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Z9110に規定する学校施設の人工照明の照度基準に適合すること。	
(11) まぶしさ	(ア) 児童生徒等から見て、黒板の外側15°以内の範囲に輝きの強い光源（昼光の場合は窓）がないこと。	
	(イ) 見え方を妨害するような光沢が、黒板面及び机上面にないこと。	
	(ウ) 見え方を妨害するような伝統や明るい窓等が、テレビ及びコンピュータ等の画面に映じていないこと。	
騒音	(12) 騒音レベル	教室内の等価騒音レベルは、窓を閉じているときは L _{Aeq} 50db) 以下、窓を開けているときは L _{Aeq} 55db 以下であることが望ましい。

- イ. 学校施設の音環境保全基準・設計指針（日本建築学会環境基準 AIJESS-S001-2020）
 ※（社）日本建築学会が学術的視点から満たすことを推奨する性能水準

○ 音環境性能の推奨値

表 2-2 室内騒音推奨値

室内騒音	対象室		等価騒音レベル
	A	静かな状態が必要とされる室 音楽室、講堂、保健室等	
	B	静かな状態が望ましい室 教室、工作室、職員室等	
	C	それほど静けさを必要としない室 体育館、屋内プール等	
			35 dB 40 dB 45 dB

表 2-3 室間遮音性能推奨値

遮音性能 推奨値	音が発生する室	影響を受ける室	室間音圧レベル差		dB
			A	B	
中(1)	主音源が授業活動における学級規模での音声伝達・コミュニケーションに伴う音声程度の室(教室等)		45	40	
中(2)	音声以外に実習・実験などの発生音を伴う室(家庭科室、理科室等)		50	45	
大	作業や運動に伴う発生音、楽器練習やオーディオ再生音が主となる室(体育館、音楽室、講堂、技術、工作室等)		60	55	

表 2-4 床衝撃遮音性能推奨値

床衝撃音 遮音性能 推奨値	衝撃を発生する室	影響を受ける室	A特性音圧レベル		dB
			A	B	
	机や椅子の引きずりなどの計量衝撃が主となる室(一般教室、音楽室など)		50	55	
	活動内容に軽量衝撃と重量衝撃の両方が含まれる室(技術工作室、厨房)		—	45	
	飛び跳ねや運動時の走り回りなどの重量衝撃が主となる室(体育館、屋内プール)		—	40	

表 2-5 残響時間

残響時間	響きの程度	室・場所	残響時間	平均吸音率
中庸な響きが適する室	普通教室 (オープンプラン教室、オープンスペース含む) 音楽室、被服室、理科室、工作室、図書室 校長室、職員室、会議室		0.6秒 (200m³程度)	0.2程度
			0.7秒 (300m³程度)	0.2程度
		体育館、屋内プール	1.6秒 (5000m³程度)	0.2程度
	講堂(式典用) 食堂、共用スペース(廊下、階段室、昇降口、アトリウム等)		1.3秒 (5000m³程度)	0.25程度
			—	0.15以上
	短めの響きが適する室	音楽練習室(プラスバンド練習用)	0.6秒 (300m³程度)	0.25程度
		視聴覚室、難聴学級教室等	0.4秒 (300m³程度)	0.3程度
多少長めの響きが適する室	音楽練習室(合唱、器楽練習用)		0.9秒 (300m³程度)	0.15程度

3 計画規模

児童数・学級数の将来予測

本新設小学校の児童数・学級数の将来予測は、新川崎F地区に建設又は建設予定の共同住宅のみを対象として予測した。

なお、当該共同住宅の開発計画は、これまでの開発動向や事業者へのヒアリング等を勘案し、次とおり想定した。

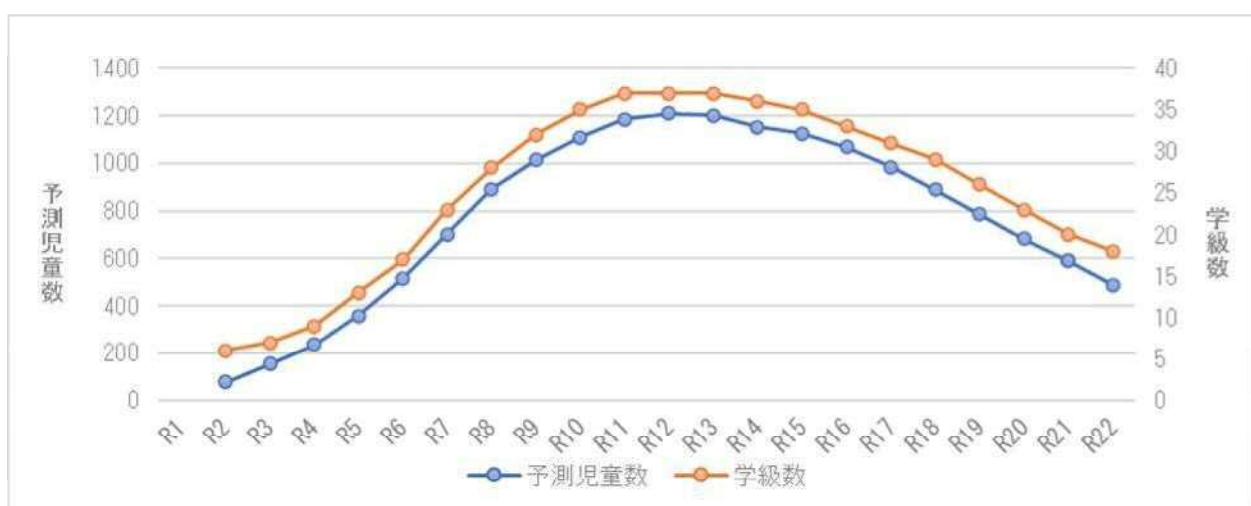
第1期 (417戸) ···	平成27年度	供用開始
第2期 (306戸) ···	令和元年度	供用開始
第3期 (259戸) ···	令和元年度	供用開始
第4期 (678戸) ···	令和3年度	供用開始
第5期 (323戸) ···	令和5年度	供用開始
第6期 (362戸) ···	令和7年度	供用開始
第7期 (169戸) ···	令和7年度	供用開始

*算出過程において、年度中の供用開始も想定しているため、数値は年度当初とは限らない。

*令和3年度までの学級数については1学年及び2学年は35人、その他の学年は40人の学級編制基準により算出した。なお、令和4年度以降については、少人数学級（35人学級）へ対応するため、学級編制基準を見直して算出している。

*特別支援学級の児童数、学級数は含まない。

*児童の発生率については、これまでの市内共同住宅における実績を加味し、算出した。



本将来予測の通りに学級数が増加した場合、最大で36程度まで学級数が増加する可能性がある。今後の共同住宅の計画の動向及び学級数の適正規模を勘案して、本基本構想の具体的な規模に係る検討等においては整備規模を36学級と想定する。

Ⅲ章. 基本構想の組み立て

1 運用条件及び検討課題等の整理

新川崎地区の新設小学校づくりを始めるに際し、第Ⅰ章の内容等を元に、検討すべき課題を抽出・整理した。

(1) 学校の運用条件

① 学校運営体制

- ・学校経営方針・教育目標
- ・教職員体制

② 教育課程・カリキュラム編成

- ・校時設定
- ・学級担任制

③ 運営上の留意点

i) 周辺共同住宅の段階整備に対する運営側の課題

- ・児童数の変化への対応

ii) 児童活動

- ・児童会活動、クラブ活動

iii) 学校行事

- ・運動会、入学式、卒業式、始業式、終業式

iv) 施設開放

- ・体育館、屋外運動場、多目的スペース、特別教室
- ・特別活動室
- ・運営組織

(2) 新設小学校計画策定に向けての課題

① 学習空間における課題

- ・多様な学習形態や内容に対応できる充実した教室周り
- ・学校全体が学習空間となる多様な環境の創出
- ・複合利用等の多機能な特別教室の検討
- ・子どもたちの発達段階に応じた計画

② 生活空間における課題

- ・子どもたちの目線からの生活空間（憩いの場所、遊び場所等）の品質向上
- ・生活と潤いの空間としてのトイレの品質向上
- ・子どもの発達段階に応じた身体寸法に配慮した計画

③ 教職員執務空間における課題

- ・教職員の執務空間やコミュニケーションの充実による教育活動の向上
- ・教職員がリフレッシュできる計画

- ④ 学校の安全・セキュリティにおける課題
 - ・活動に即した安全管理設備の検討
 - ・危機管理マニュアルの整備
- ⑤ 新設小学校としての課題
 - i) 環境配慮に対する考え方
 - ア. 省エネルギー化に配慮した計画
 - イ. エコマテリアルの積極採用
 - ・リサイクル率を高める建材の採用
 - ・シックスクール（化学汚染物質への対応）に配慮した計画
 - ウ. 総合的環境性能の確保、ライフサイクルの視点
 - ・ライフサイクルにおける維持管理、施設保全計画に配慮した計画
 - ・建物の環境性能の向上をバランスよく実現（CASBEE 川崎、CASBEE 学校）
 - ii) 東日本大震災後の新設小学校としての考え方
 - ・東日本大震災後の川崎市地震防災戦略・備蓄計画を踏まえた計画
 - ・避難所機能の強化
 - ・周辺共同住宅との連携
 - iii) 共同住宅整備により人口が増加する地域における整備に対する考え方
 - ア. コミュニティ活性化の仕掛け
 - ・集会の場、活動の場、憩いの場の創出
 - ・放課後・休日の子ども達の居場所の創出
 - イ. 周辺住民との連携の考え方
 - ・市の考え方、住民の要望の聴取
 - ・施設開放の種類、運営方針の考え方
 - ・広く地域に開放しやすい平面計画
 - ・地域の生涯学習、スポーツ、市民活動や市主催事業等の場としての活用
 - iv) 地域資源との連携のあり方
 - ・新川崎創造のもり事業や企業等との連携
 - ・本市の理科教育の一拠点としての活用策
 - v) 将来増減予測への考え方
 - ・立ち上げ当初の段階整備計画
 - ・将来余裕教室の有効利用計画
 - ・学区設定

IV章. 基本構想

1 学校づくりの基本理念

地域的な計画の背景、川崎市の教育方針、川崎市の行政計画、震災等の社会環境の変化を受け、新設小学校の計画策定に向けた諸課題を抽出し、それら課題の解決を目的に、「学校づくりの基本理念」と「学校づくりの目標」を設定した。これらを達成する施設整備に対する考え方をまとめ、「施設整備の基本方針」を策定した。

【基本理念の設定】

「地域と共に、ひとや環境にやさしい未来を創る次世代小学校」

【目標の設定】

基本理念を実現するために、以下の3つの側面から学校づくりの目標を平成24年度の検討において、教育理念WGを中心に検討のうえ設定した。

「教育」…教育目標を設定するための視点、特色ある学校運営のあり方など

「環境」…児童の学習環境、生活環境のあり方、地球環境への配慮のあり方など

「地域・防災」…地域における学校の位置づけ、役割など

「教育」

- ・ 地域特性を踏まえた教育目標の設定
- ・ 施設のエコ化を活かすとともに地域資源と連携し、特色ある教育活動の実践
- ・ 地域、学校による多様な教育的連携の展開

「環境」

- ・ 東日本大震災後の社会環境の変化を踏まえ、省エネルギーに配慮した環境づくり
- ・ 多様で実践的な学習内容や学習形態による活動が可能となる環境づくり
- ・ 環境配慮の意識や科学的な創造力を育成し定着が可能となる環境づくり
- ・ ゆとりと潤いのある生活をおくり、他者との関わりの中で豊かな人間性を育成することができる、安全で快適な環境づくり

「地域・防災」

- ・ 文化・防災面における地域住民の交流を通じて日吉エリアの新たなコミュニティ形成の場となる学校づくり
- ・ 地域の歴史的資源や文化の情報発信地としての学校づくり
- ・ 東日本大震災の被害を踏まえた学校防災機能により地域防災の核となるような学校づくり

2 施設整備の基本方針

各 WG で検討した内容を教育理念 WG で横串的に協議し、基本方針を以下のように設定した。

（1）高機能かつ多機能で弾力的な施設環境の確保を目指す

児童等の主体的な活動を支え、好奇心・創造性を発揮できる施設環境の充実を図るとともに、研究開発機関が集積する地域の特色を活かした、魅力ある教育を推進することが可能となる計画とする。

- ① 多様な学習形態・学習内容、弾力的な集団による活動、学校教育・情報化の進展や児童の増加等への対応が可能となる施設整備
- ② 安全でゆとりと潤いのある児童等の生活の場を確保する施設整備

（2）地球環境へ配慮し、持続可能な社会の構築への貢献を目指す

自然との共生を図る建築計画と省エネ技術の活用により、環境負荷の低減を図る。

- ① 地域の防災拠点としてエネルギーの持続可能性を確保する施設整備
- ② エコマテリアルの積極採用等による総合的環境性能を確保する施設整備
- ③ 学校施設全体が体験的な環境学習の場となる施設整備

（3）地域の交流や多様な活動を支える、安全・安心な地域コミュニティの核の形成を目指す

地域特色を活かしたまちづくりや地域課題解決に向けた市民・地域と行政の協働による取組や地域住民の交流、自主的な学習活動等による地域コミュニティの活性化の取組を支えるとともに、地域防災力の向上への対応が可能となる計画とする。

- ① 局区間の連携等による地域の課題や特性に応じた取組や地域の生涯学習、スポーツ、市民活動などの場として有効活用できる施設整備
- ② 地域資源等と連携し、地域資源や地域文化の情報発信機能を確保する施設整備
- ③ 東日本大震災の被害を踏まえた避難所機能を含め、地域の防災拠点としての機能を強化する施設整備

3 施設計画の考え方

(1) 学校運営と施設構成

● 施設の全体構成

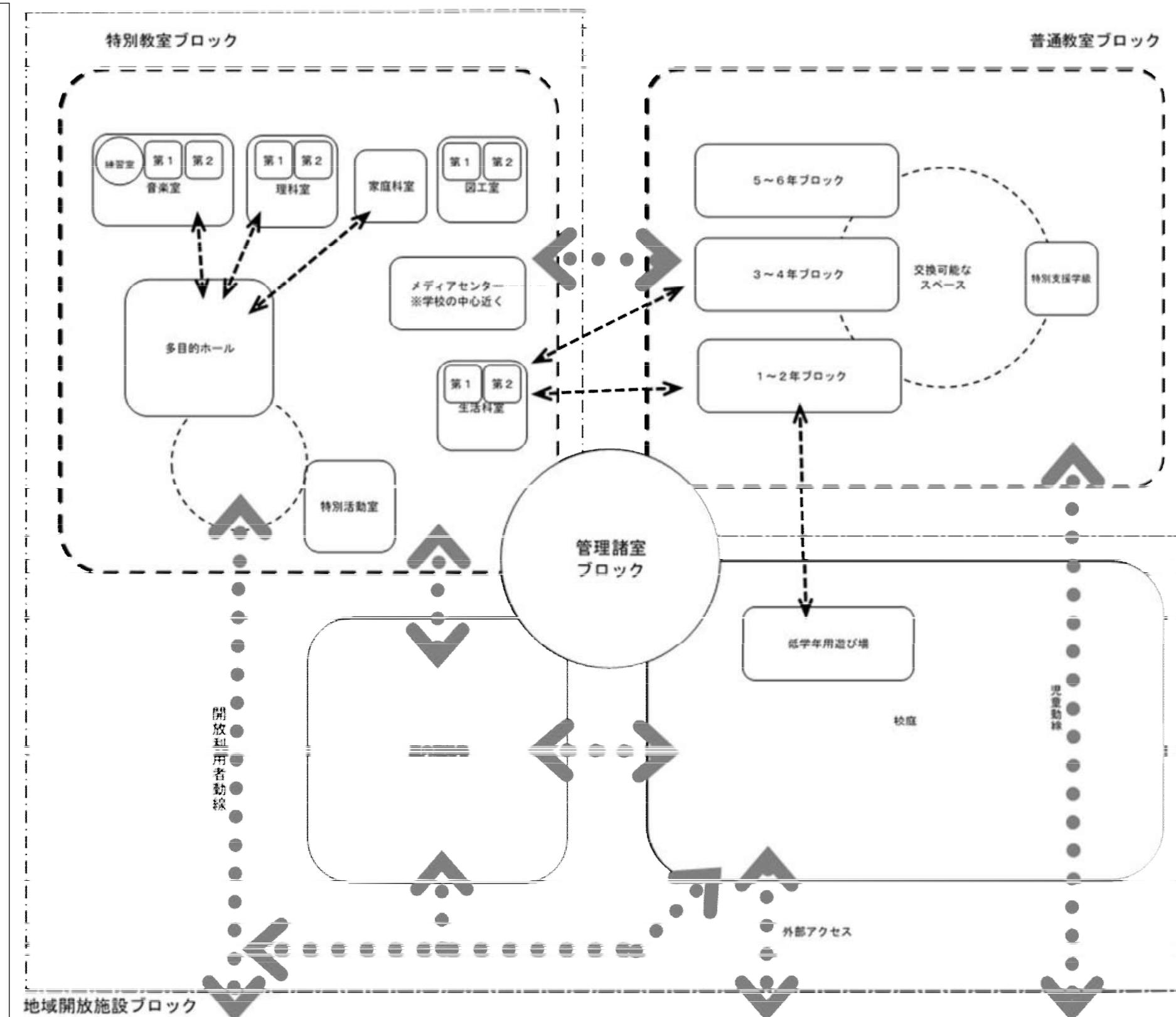
- 開放ブロックと非開放ブロックのゾーニングを明確にして児童の安心・安全な学習空間、生活空間の確保に努めると共に、様々な開放形式に柔軟に対応できる施設構成とする。
- 管理諸室ブロックは、学校全体が把握しやすく見守りが効く配置とし、児童の活動範囲に死角がないよう配慮する。また職員室からは屋外運動場や校内各所への移動に便利な位置に配置する。
- 災害時の学校機能再開期には、学校機能と避難所機能が円滑に共存できる施設構成とする。
- 前面道路—屋外運動場、屋外運動場—体育館のアクセスに配慮する。

● 普通教室と特別教室の位置関係

- メディアセンターは学校の中心に配置し、全学年ユニットからのアクセスしやすさに配慮する。
- 理科室は、低学年でも必要に応じて利用できるキャパシティを持った施設を整備することとし、学校の中心に近い位置に配置することが望ましい。
- 低学年の学習活動は、普通教室廻りを主体として行うことを基本とする。また、低学年が生活科や音楽の授業を中心に利用する生活科室は、低学年ユニットに近接して配置する。
- 図工室は、中高学年ユニットからのアクセス性に配慮した配置とする。
- 家庭科室および外国語活動教室は、高学年ユニットからのアクセス性に配慮した配置とする。
- 多目的ホールは、理科室を中心に特別教室と連携した多様な利用形態が可能となるような計画とする。

● 特別支援学級の配置

- 特別支援学級は、低層階（できる限り1階が望ましい）の落ち着いた場所に配置するものとする。
- 普通学級の児童の日常的な動線沿いに配置し、生活の中で自然と触れ合える施設構成とする。
- 昇降口やエレベーターとの位置関係に配慮する。



(2) 省エネルギー化を実現する学校整備

① 省エネルギー化の目標と指標

新設小学校の省エネルギー化の目標として、「エコスクールプラスの認定」および「総合的環境性能の確保」を目標とする。

「総合的環境性能の確保」は、『学校 CASBEE』及び『CASBEE 川崎』による A ランクの実現を目指す。

② 整備上の検討項目

ア. 川崎市の小学校のエネルギー消費特性に合致する省エネルギー対策を抽出する

・積極的な日光利用、冷暖房負荷低減を目的としたファサード、室配置に配慮する。

イ. 防災対策との連携を考慮し、平常時、災害時ともに機能を発揮する対策を優先導入する

・断熱性能向上により、省エネルギー性と避難時の室内温熱環境の快適性向上を図る。

・災害時の防災機能向上に貢献する省エネルギー対策を優先的に採用する。

ウ. 竣工後の運用に配慮した計画

・竣工後の使いやすさ、管理のし易さに配慮した計画とする。

・省エネルギーとともに学習環境の快適性を追求する。

(3) 防災拠点としての学校整備

① 整備検討項目

- i) 東日本大震災等、近年の災害被害を踏まえた学校防災機能の率先モデル校としての整備
 - ・総合的な防災機能を備えた体育館の整備
 - ・空調設備の設置等による避難所施設の温熱快適性の確保
 - ・平時の省エネルギーにも貢献する防災設備
 - ・停電時の電源確保
 - ・上水、中水の確保
 - ・都市ガスとプロパンガスを併用した複数熱源
 - ・非構造材、構造材の耐震化による校舎等の安全性確保
 - ・ユニバーサルデザイン
 - ・独立型備蓄倉庫の整備
- ii) 二次避難所的な機能の整備による広域的防災機能向上への貢献
 - ・特別活動室などを活用した二次避難所的な機能の整備
- iii) 災害時の避難者動線に配慮した配置計画
 - ・避難者動線を最短化する配置計画への配慮
 - ・学校内の災害対応機能の付与と運営動線等に配慮した配置計画
 - ・物資運搬車両等の寄付きに配慮したアプローチの整理

② 目標とする性能・仕様、計画上の留意点

(建築計画上の留意事項)

- ・災害時の避難者動線を最短化する施設配置として、屋外運動場と体育館、入り口と体育館等の位置関係に留意する。
- ・災害対策エリアとして、体育館（一次避難所）の最寄りに管理諸室等を設置する。
- ・二次避難所的な機能を有する諸室の設えを検討する。

(環境・設備における目標・留意事項)

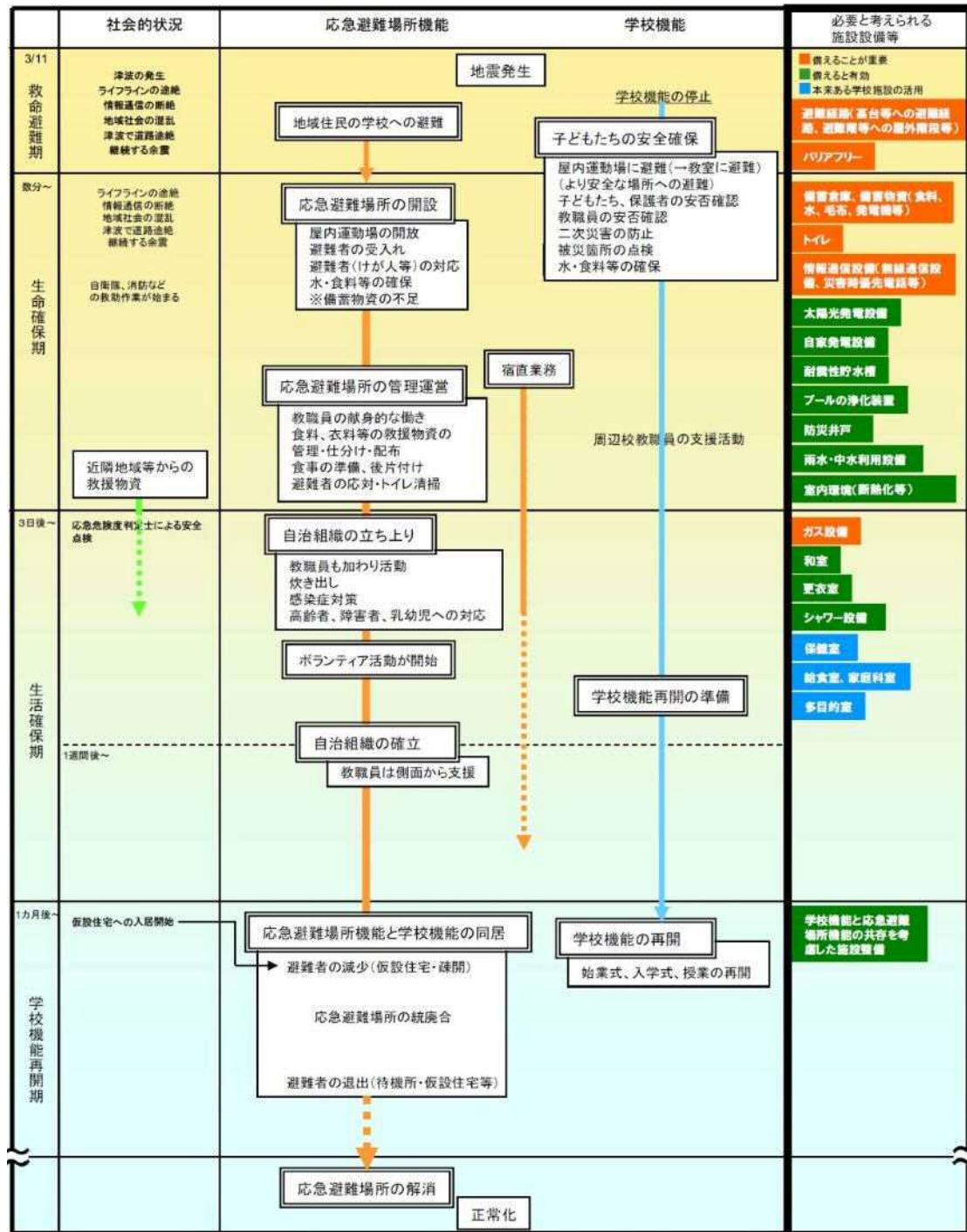
- ・非常用電源として、災害時の拠点となる職員室、保健室、体育館等の照明、通信用電源を確保する。確保期間は発災から3日間（救命避難期、生命確保期まで、表4.1）を基本として検討する。
- ・エネルギー途絶時の室内環境向上に配慮した屋根、外壁、床等の断熱化を積極的に検討する。
- ・自然エネルギー等の利用による最低限の暖冷房の確保等について検討する。
- ・商用電源、発電機、蓄電池、可搬式発電機、太陽光発電等の多様な電源構成による電源システムの持続可能性について検討する。

③ 基本計画策定に向けての課題

- ・より具体的な計画プランにおいて、省エネルギーに配慮した設備計画に対応した防災設備計画の詳細な検討を行う。

- ・中圧ガス供給に関する可能性について協議する。
- ・平常時及び災害時における電源設備の種類と容量についての検討、及び各設備の供給対象室用途について検討する。
- ・自然エネルギーによる補助的暖冷房機能について検討する。

表 4.1 学校機能再開までのプロセス(一例)を踏まえ、必要と考えられる施設設備等



出典:「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言(文部科学省、H23.7)

(4) 地域コミュニティの核としての学校整備

① 地域コミュニティの核としての学校施設の有効活用（以下「学校開放」という）の概要

- 本市において、学校施設を市民が利用する方法は3つある。
 - ・学校施設有効活用事業（学校施設開放）
 - ・学校施設目的外使用許可（教育上、公益上必要な行事等について認める一時使用）
 - ・学校施設特別開放（市民館等と同等の施設整備を行った学校で施設の使用料を設定した開放）

以下、学校施設有効活用事業（学校施設開放）について概要を説明する。

- 地域団体の生涯学習、市民活動等のため学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放している。
- 学校毎にPTA、青少年団体、青少年指導員、スポーツ推進委員、地域住民代表、学校教職員等で構成される学校施設開放運営委員会へ委託し、地域による管理運営を行っている。
- 主な開放施設は以下のとおり（校数は令和2年度開放施設による）。
 - ・校庭（夜間を除く145校）、体育館（167校）、特別教室（136校）の開放（団体利用、通年）
 - ・校庭の夜間開放（7校、4月～12月、一部学校において冬季も開放）
 - ・学校図書館（貸出あり10校、閲覧のみ3校）の開放（土・日曜日中心）
- 特別教室等の全校開放に向けた整備や更なる利用に向けたモデル事業に取り組んでいる。

② 整備検討項目

- ・屋外運動場、体育館、特別教室や図書室等を地域に広く開放し、地域住民の交流や地域（地域資源を含む）や行政による地域課題解決に向けた多様な取組が円滑に実施できる施設整備を行う
- ・地域資源等と連携した魅力ある教育やエコスクールの施設特性を活用した環境学習の取組等が地域に還元できる施設整備を行う

③ 目標とする性能・仕様、計画上の留意点

（建築計画上の留意点）

- ・開放施設利用者と児童の動線の明確な区分に配慮する。
- ・学校開放時等における開放施設とその他の施設を明確に区分し、セキュリティの確保に配慮する。
- ・導入した環境技術の「見える化」を図り、環境学習に利用する。

(環境・設備における目標・留意事項)

- ・開放施設におけるエネルギー使用状況の計量に留意する。
- ・学校開放における騒音(体育館、音楽室の配置等)、光害が生じないように配慮する。

④ 基本計画策定に向けての課題

- ・地域資源等と連携した魅力ある理科教育やエコスクールの施設特性を活用した環境学習の取組等が地域に還元できる施設整備を詳細に検討する。
- ・地域課題や特性、学校開放等における地域のニーズについて詳細に検討する。
- ・地域特性を踏まえ、学校開放、地域住民の交流や地域・行政による多様な取組が広範に展開しやすい学校施設の市民利用における管理運営方法について検討する。

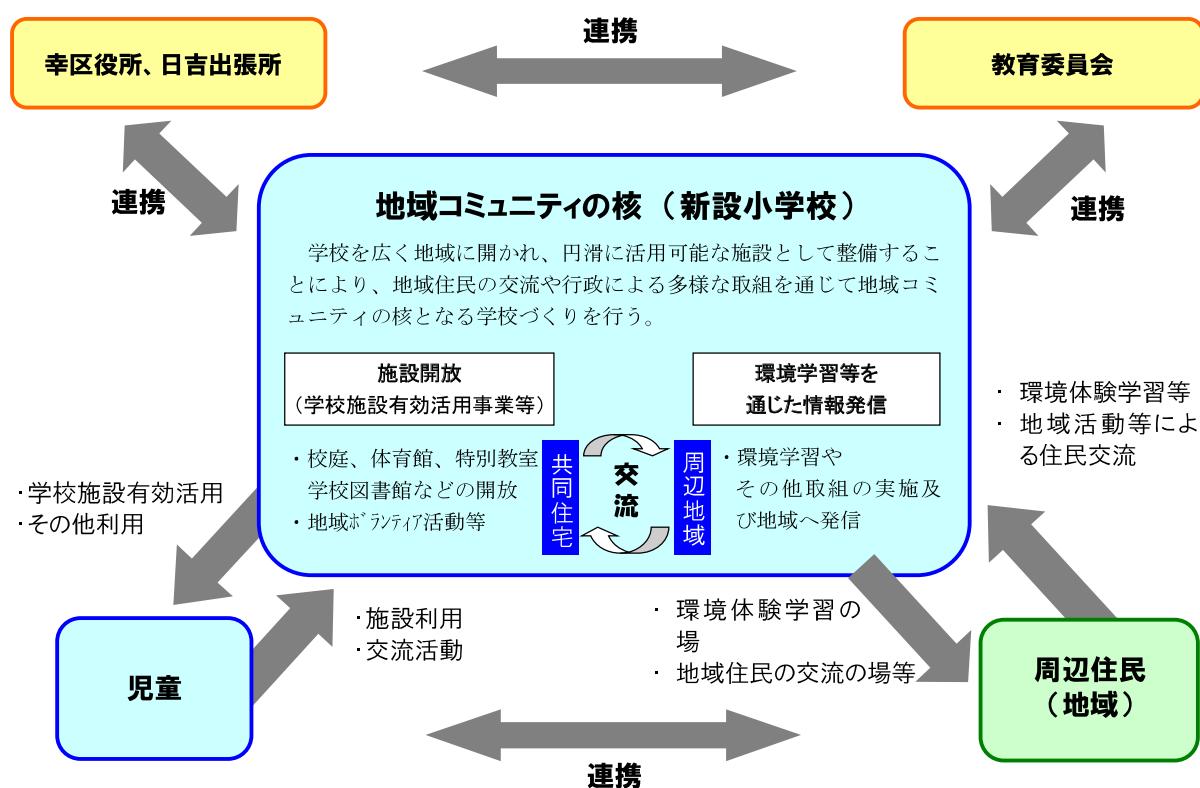


図 4.1 新設小学校を拠点とした地域活性化のイメージ図

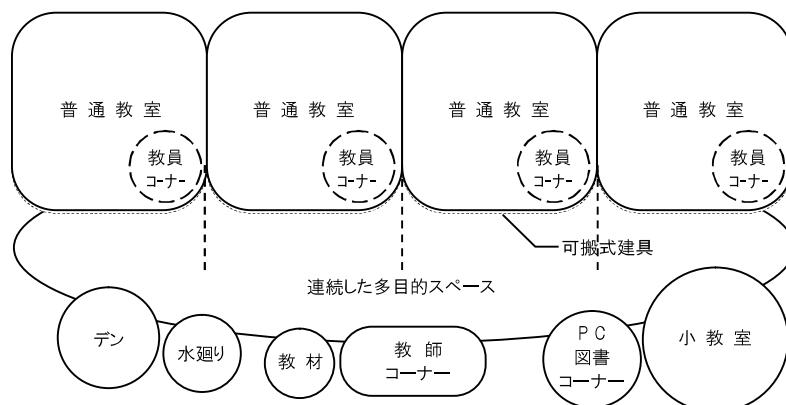
4 主な諸室・施設の計画方針

(1) 普通教室の考え方

- ・教室の寸法は、8.0m×8.0m（壁芯）を基本として、児童の体躯の向上や新JIS規格の机（65cm×45cm）、多様な学習形態への対応に配慮する。
- ・一学年の普通教室は、原則として同一階にまとめて配置できる構成とすることが望ましい。
- ・本校では大幅な児童数の変化が見込まれており、普通教室及び付随する多目的スペース等は、学級数の変動や学年配置の変更にも対応できる設えとすることが望ましい。
- ・自然の通風採光を活かすとともに、季節に応じ日射の取得・遮蔽が可能な配置及び設えとする。
- ・積極的な昼光利用が可能な設えとする。
- ・普通教室内には、適切な容量の収納スペースを確保する。
- ・温かみのある木の仕上げや家具とするため、積極的な内装の木質化を行う。

(2) 多目的スペースの考え方

- ・普通教室に隣接した多目的スペースは、高度で多様な学習を進める上で、様々な形態の学習に対応することのできる場として、利用しやすい形状・適正な面積（隣接する普通教室と同程度の規模を目安とする）での設置を検討する。
- ・学年集会や総合的な学習の時間、休み時間の児童交流などでの活用に十分な広さとまとまりのある空間を設ける。
- ・普通教室と多目的スペースとの間仕切りは、開閉が容易で遮音性の高い可動間仕切りとし、学習の展開に合わせた様々な活動やグループ学習などの多様な利用形態が可能なフレキシビリティのある設えを検討することとし、教室と多目的スペースを区画した状態での使用にも十分配慮する。
- ・少人数学習・習熟度別学習・個別学習・相談等、様々な用途に対応可能なスペースとして計画する。
- ・学習スペースとして教室と同等の照度を確保するものとし、普通教室同様に積極的な昼光利用を図る。



- ・児童の発達段階に応じて普通教室内または多目的スペース内のどちらに教員コーナーを配置するか検討する。
- ・多目的スペース内には、各教室から利用しやすい位置に、適切な規模の教材室あるいは教材コーナーを設ける。多目的スペース内に教員コーナーを設ける場合は、隣接させることが望ましい。
- ・児童の居場所となるデンや畳コーナー、図書・PCコーナー、クールダウンのためのスペースの設置を検討する。これらは室として固定的な設えとするのではなく、児童の発達段階に応じた空間づくりができるよう、家具等による可変的な仕組みを検討する。
- ・水まわりを設置する。

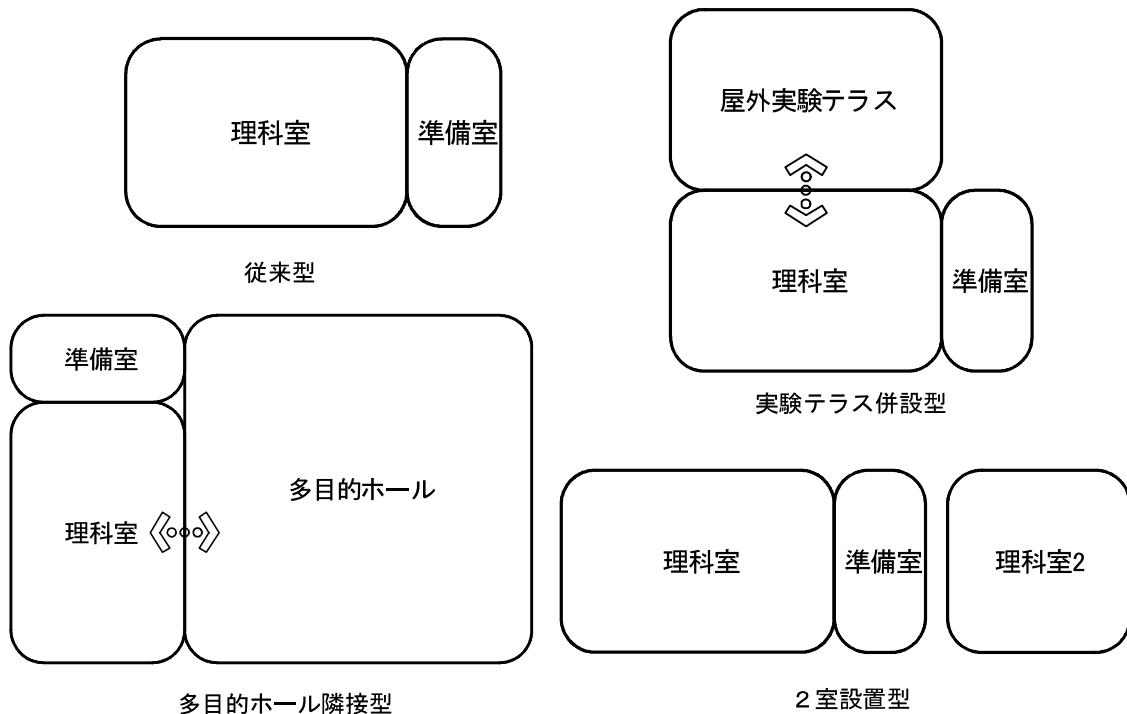
(3) 特別教室の考え方

教科ごとの特色を活かした特別教室に相応しいアイデンティティを持った設えとし、魅力的な学習空間となるよう配慮する。

また、地域利用を想定し、開放ゾーンに配置することを検討する。

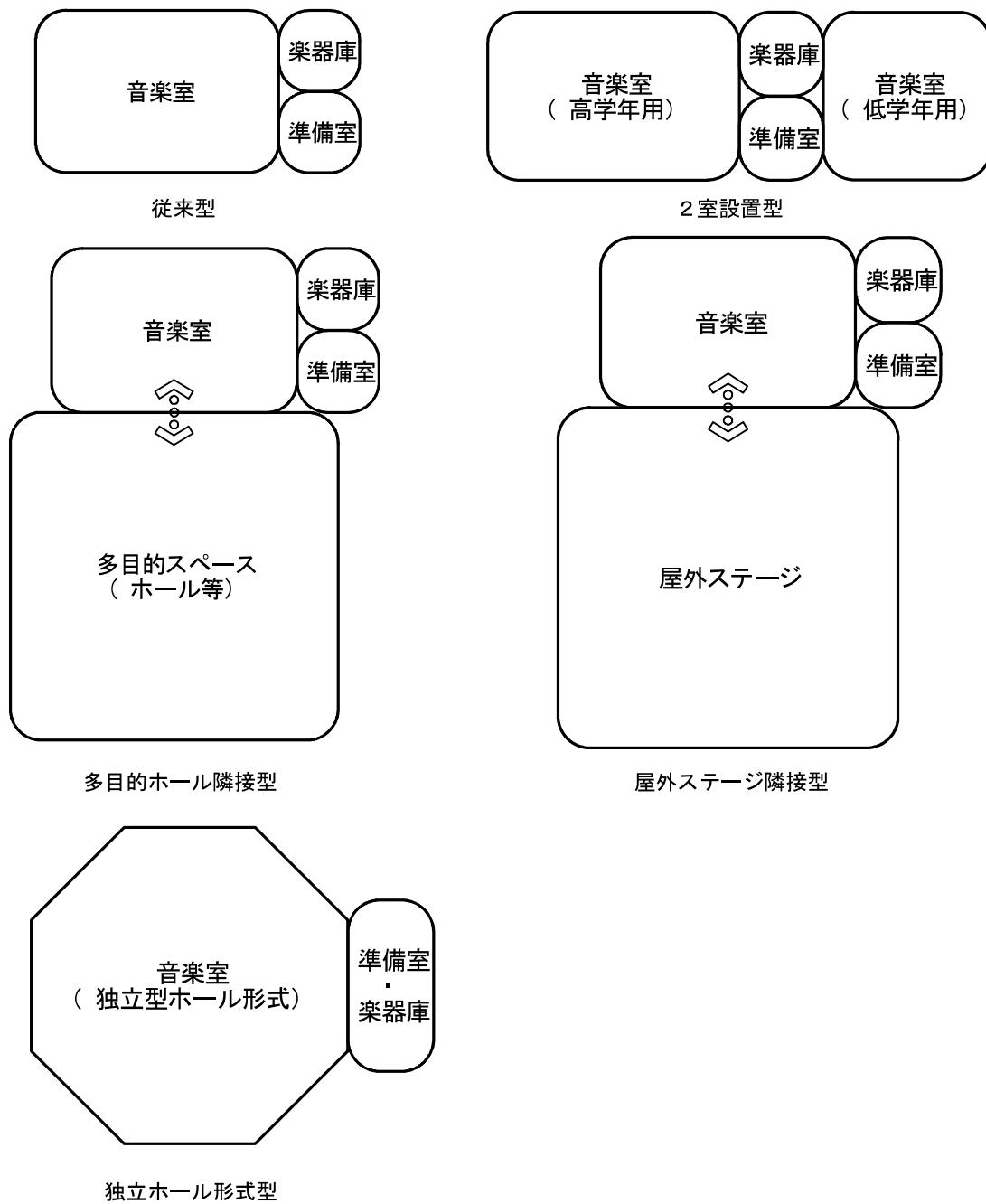
○ 理科室

- ・本新設校は理科教育推進への貢献を目標としていることから、理科室を普通教室2教室相当分、理科準備室を普通教室1教室相当分以上確保するよう検討する。
- ・理科室は、研究授業や教員研修、理科教育研究会、イベント等の開催に対応できる設えとし、拡大利用を想定して多目的ホールを隣接して設け、一体的な利用が可能な配置とすることを検討する。
- ・実験や観察の行える屋外空間と連続して配置することが望ましい。
- ・適切な容量の実験器具等の収納スペースを確保する。



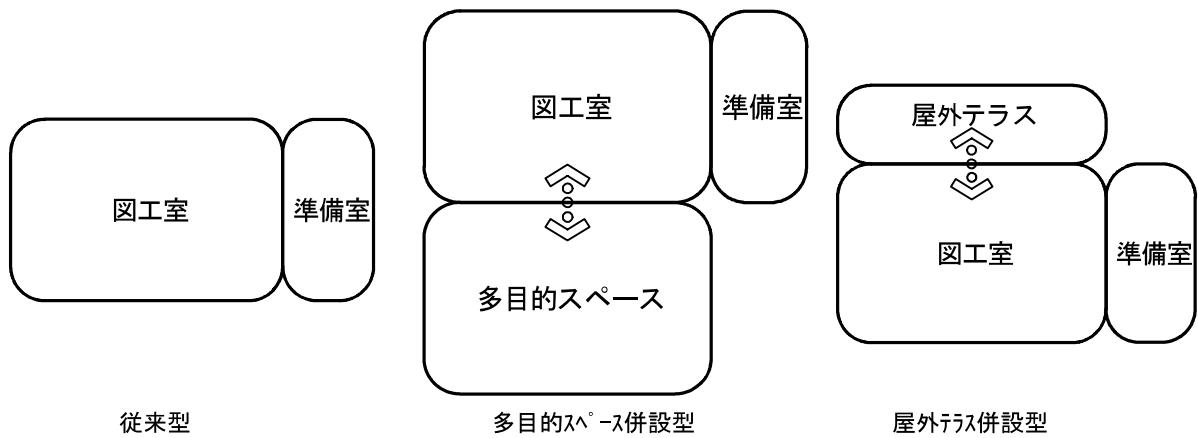
② 音楽室

- ・鑑賞学習や講演会等にも対応したホールとしての使用も考慮し、適切な広さを確保することを検討する。
- ・音楽室には、楽器庫・準備室を設ける。また、リハーサル室や練習室等を設けることも検討する。
- ・多目的室や屋外空間と一体的に利用できる施設計画も検討する。
- ・近隣や他の教室への音の影響を十分に考慮する。



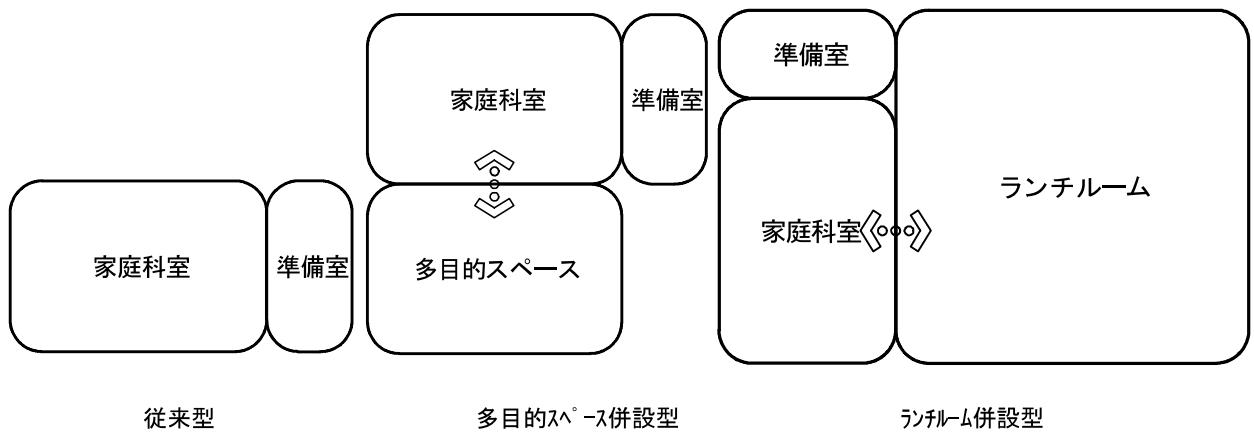
④ 図工室

- ・適切な広さの準備室を設ける。
- ・適切な容量の作品の保管スペースを設ける。
- ・屋外作業空間と連続した配置とすることが望ましい。
- ・図工室と一体的に利用できる作業空間としての多目的スペースの隣接配置を検討する。他教科と兼用に配慮することが望ましい。



⑤ 家庭科室

- ・家庭科室は、被服コーナーと調理コーナー及び水まわりを機能的に配置する。
- ・ランチルームとしての利用を想定した多目的ホールとの連続配置を検討する。
- ・適切な容量の調理器具・食器等の収納スペース、作品等の保管スペースを確保する。
- ・適切な広さの準備室を設ける。
- ・家庭科室と一体的に利用できる作業空間としての多目的スペースの隣接配置を検討する。他教科と兼用に配慮することが望ましい。

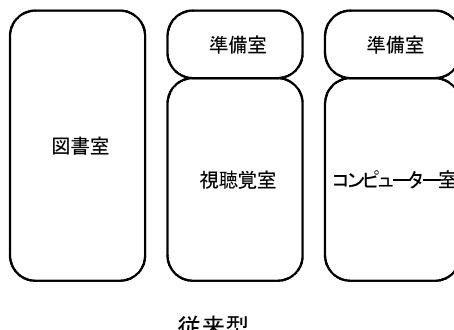


⑤ 図書室

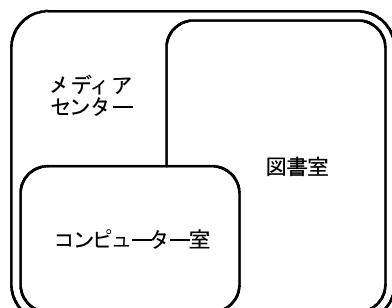
- ・図書室は本新設校の情報化やメディアの充実を進める上で中心となるスペースとして位置づけ、地域開放の可能性も視野に入れた利用しやすい場所に配置するとともに、その機能に相応しい広さを検討する。
- ・コンピューター室と隣接させ、情報メディアセンターとして設えるとともに、図書の閲覧や貸し出し機能のみでなく、情報の蓄積と発信が出来るように ICT 化等を進め、機能の充実を図る。
- ・図書室の利用を促進するために、室として閉じた設えとするのではなく、廊下との仕切りを無くす等、開放的で利用しやすい雰囲気の施設計画とする。
- ・読書や調べ学習がしやすい環境づくりを目指し、書架・机・いす等の配置を考慮する。

⑥ コンピューター室

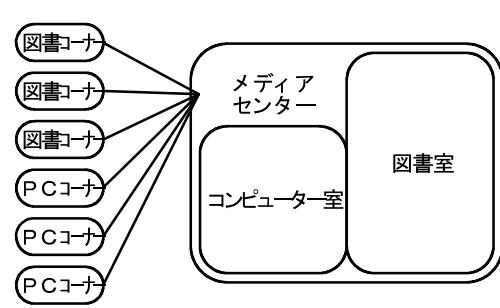
- ・普通教室 2 教室相当分（通常はコンピューター室 1.5、準備室 0.5 教室分）のすべてをコンピューター室とすることを検討する。
- ・図書室と隣接させ、情報メディアセンターとして設えることを検討する。
- ・多様な学習形態に対応して機器の配置を変更できるよう、床はフリーアクセス仕様を基本とする。
- ・国の「学びのイノベーション事業」及び「フューチャースクール推進事業」等の動向や、「GIGA スクール構想」を踏まえ、充実した ICT 環境の導入を検討する。



従来型



メディアセンター型



メディアセンター分散配置型

④ 生活科室

- ・具体的な活動や体験を充実するための「遊ぶ」、「製作する」、「交流する」などの多様な学習活動が行える場所として十分な広さ、設えを検討する。
- ・1・2年生の教室に近い配置とすることが望ましい。
- ・授業で使用する様々な材料・教材・作品の整理等保存するスペースを設ける。
- ・中学年が使用する第2理科室的機能等の多様な利用を想定し、水まわり等必要な設備を備える。

⑤ 特別活動室

- ・開放利用を前提とし、外部からの独立した利用が可能な配置とする。
- ・地域の交流拠点となるよう利便性の高い場所への配置を検討する。
- ・学年単位の活動や研究発表会、保護者説明、開放利用での様々な利用形態等、多目的な利用に対応できる設えとする。
- ・ミニキッチン等を備えるものとし、災害時利用を想定し複数熱源への対応を検討する。

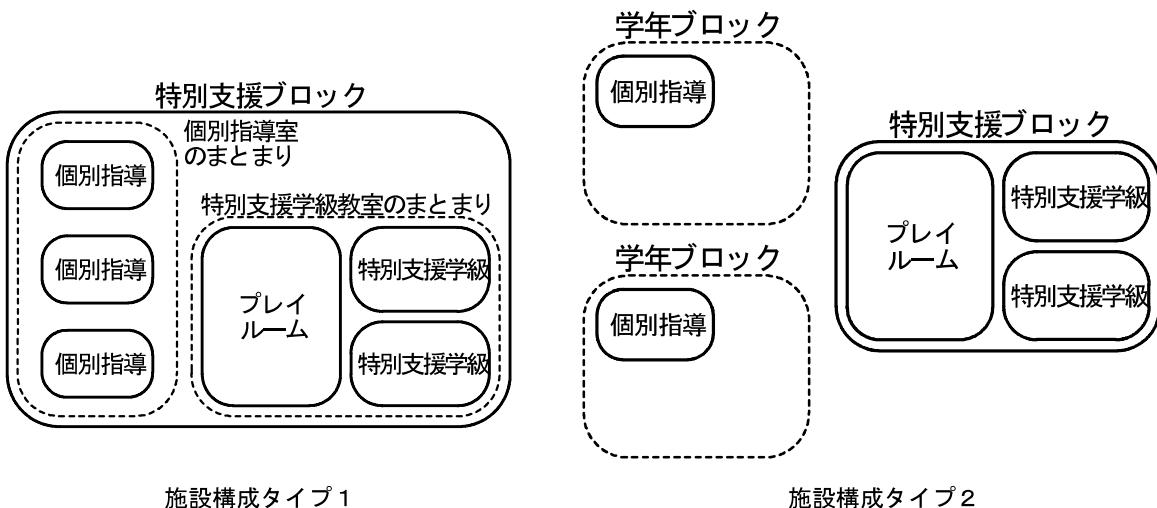
⑥ 多目的ホール

- ・食事・交流・集会など多様な活動を支える場として十分な広さを確保する。
- ・テーブルを収納できる倉庫を用意する。
- ・理科室を始めとする特別教室との一体的利用の可能性を検討する。
- ・室の広さに応じて十分な天井高を確保することが望ましい。
- ・ホールとしての利用のため、可動式客席の設置を検討する。
- ・視聴覚設備、音響設備を備え、音響に配慮した設えとする。
- ・開放利用、わくわくプラザとの連携にも配慮することが望ましい。
- ・各教科における多様な学習形態に弾力的に対応できるようオープンスペースや屋外空間と連携させる計画も検討する。
- ・利用方法に応じ適宜空間を分割することが可能な設えを検討する。

(4) 特別支援教室

- ・「特別支援学校施設整備指針」に準じ、「川崎市特別支援教育推進計画」に則った計画とする。
- ・エレベータやスロープを設置するなど、バリアフリーに配慮した計画とする。
- ・十分な安全性とともに、非常時における動線に配慮した計画を検討する。
- ・通常の学級の児童の動線を考慮し、自然に交流ができる配置を検討する。
- ・多目的トイレや水まわりについて利用しやすい配置を検討する。
- ・通常の学級との交流及び共同学習に配慮した配置及び設えを検討する。
- ・個別指導及び小集団指導など、多様な指導形態に対応可能な設えを検討する。
- ・児童の障害の状態や特性等に応じ、柔軟に対応することが可能な設えを検討する。
また、いわゆる「教室の構造化（※）」に配慮した設えにすることが望ましい。
- ・日常生活の指導や自立活動など特別支援学級特有の教育に応じた教室の設備等を検討する。
- ・「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（中央教育審議会分科会（H24.7））」を参考に検討する。

* いわゆる「教室の構造化」とは、特別支援学校施設整備指針に準じ、「自閉症等の障害を併せ有する児童が見通しを持って円滑に活動するため、家具等により仕切りを設けたり、色分けをしたりすることにより、空間ごとに役割を持たせること」とする。



(5) 管理諸室

① 校長室

- ・他の管理諸室と隣接させることが望ましい。
- ・応接スペース及び会議スペースを確保する。

② 事務センター

- ・他の管理諸室との連携に配慮し、校務センターと一体的に整備することを検討する。

③ 校務センター（職員室・印刷室・教材作成室・教員ラウンジ）

- ・職員室・印刷室・教材作成室・教員ラウンジなど教員のための機能を集約し、有機的に統合した校務センターとして構成することを検討する。
- ・更衣室・トイレ・給湯室などを隣接して配置することが望ましい。
- ・教員の執務スペースには、適切な量の収納スペースを確保する。
- ・将来的な教職員数の増加に対応できるよう計画することが望ましい。
- ・打合せや情報交換といった教職員のコミュニケーション、休憩等のための教職員ラウンジのスペース確保の検討を行う。
- ・校務センターからは屋外運動場・児童の通学動線・昇降口付近の見通しを確保し、大人の目による見守りに配慮する。
- ・印刷室は、コーナーではなく室として設え、騒音対策に配慮する。

④ 会議室

- ・管理諸室ブロックに配置し、他の管理諸室との連携に配慮する。
- ・必要に応じ各種視聴覚メディアを効果的に活用できる設備の導入を検討する。

(6) 保健部門

① 保健室

- ・管理諸室ブロックとの連携の良い位置に配置する。
- ・緊急車両が寄り付ける配置とする。
- ・屋外運動場からのアクセスの良い位置に配置する。
- ・日照・採光・通風に十分配慮した計画とする。

② 相談室

- ・管理諸室ブロックとの連携の良い位置に配置する。
- ・周囲に気兼ねせずに出入りできる配置とし、他の児童から出入りが見られない入口を設けることが望ましい。
- ・保健室と隣接した配置とする。
- ・相談内容等が外に漏れないよう、遮音に配慮した設えとする。

(7) 体育館

- ・小学生用のバスケットボールコートであれば2面、開放用として大人用のバスケットボールコートであれば1面が確保できる寸法を基本とし、安全に活動が行えるよう余裕のある設計とする。
- ・全校集会が行える広さを確保する。
- ・学校行事に必要な規模のステージを設ける。
- ・開放利用に配慮した配置とする。また屋外運動場との連携、緊急車両の寄り付き等に配慮することが望ましい。
- ・校舎と一緒に計画する場合は、運動により発生する音・振動には十分に配慮する。
- ・災害時の避難場所の中心的な役割を担う総合的な防災機能を備えた体育館として整備する。
- ・適切な広さの器具庫を確保し、効率的な器具の保管・出し入れが可能な形状・開口部の設えとする。
- ・児童利用、開放利用及び災害時利用に配慮して、空調設備の設置を検討するとともに、体育館に近接した位置に男女トイレ、多目的トイレ、更衣室等を設ける。

(8) 共用部

① 昇降口

- ・短時間に全校児童が出入りする動線と校舎・屋外運動場の関係を検討する。
- ・複数の昇降口の設置を含めて検討する。
- ・児童が毎朝最初に利用する施設として、魅力的で親しみのある空間計画とすることが望ましい。

② 児童用トイレ

- ・ゾーニング・動線に配慮し、ブロックごとに設置することを検討する。
- ・各階に1ヶ所以上設ける。
- ・清掃のしやすさに配慮し、明るく清潔感があり、心落ち着く設えとする。
- ・自然採光を取り込める開口を設け、自然換気ができるよう、外気が取り込めるように配置する。
- ・入口には扉は設けないが、廊下からの視線を防ぐよう配慮する。
- ・男女の区分は明確にする。
- ・多目的トイレを管理諸室・保健室に近接した位置及び各階に設ける。

③ 更衣室

- ・普通教室から利用しやすい位置に設ける。
- ・男女別に設置する。
- ・同時利用を考慮し、2か所以上設けることを検討する。

(9) 給食室

- ・ランチルームを設ける場合は、連携に配慮する。
- ・外部からの搬入が容易な配置とし、児童動線と明確に区分することとする。
- ・将来的な児童数の増加に配慮した計画とする。

(10) 屋外空間

① 屋外運動場、その他

- ・校舎配置と連絡のよい配置とする。
- ・130mトラックが周囲に余裕を持って配置できる広さを確保することが望ましい。
- ・学校開放、災害時の避難施設としての機能等を考慮する。
- ・運動場だけではなく、多様な学習活動や体験ができるスペースを用意する。
- ・低学年用遊び場を設置することが望ましい。
- ・ビオトープ、観察池、菜園、築山等の設置を検討する。
- ・樹種選定は、児童の学習効果にも配慮する。
- ・屋外トイレ、体育倉庫を設置する。

② プール

- ・更衣室、トイレ、シャワー等の付属施設と一体的に計画する。
- ・道路や隣接地等の周辺からの覗き込みに配慮する。
- ・発達段階に応じた水深調整による児童の安全への配慮、プール利用期間外の施設の有効利用を考慮する。

(11) わくわくプラザ

- ・外部からの独立した利用が可能な配置とする。
- ・放課後や休校日に学校施設が利用しやすい配置構成とすることが望ましい。
- ・管理体制・セキュリティ一面に配慮する。